

山口駅周辺地区バリアフリー基本構想

誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち

平成28年10月

山 口 市

山口駅周辺地区バリアフリー基本構想

目 次

1. 山口駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定にあたって	1
1-1. 山口市のバリアフリー基本構想の構成	1
1-2. 重点整備地区の選定について	2
2. 重点整備地区及び生活関連施設・経路の設定	5
2-1. 山口駅周辺地区の概要	5
2-2. 重点整備地区の設定の考え方	8
2-3. 生活関連施設の選定	9
2-4. 生活関連経路の選定	12
2-5. 重点整備地区の設定	14
3. 重点整備地区のバリアフリーに関する問題と課題	16
3-1. 重点整備地区のバリアフリーに関するワークショップの結果	16
3-2. 重点整備地区のバリアフリーに関する問題と課題	25
4. 山口駅周辺地区のバリアフリー化の基本方針	32
5. 重点整備地区におけるバリアフリー化事業の検討	34
5-1. バリアフリー化事業の枠組み	34
5-2. バリアフリー化事業の内容	36

6. バリアフリーの実現に向けて 46

- 6-1. 心のバリアフリーの推進 46
- 6-2. 今後の取組みと推進体制 47

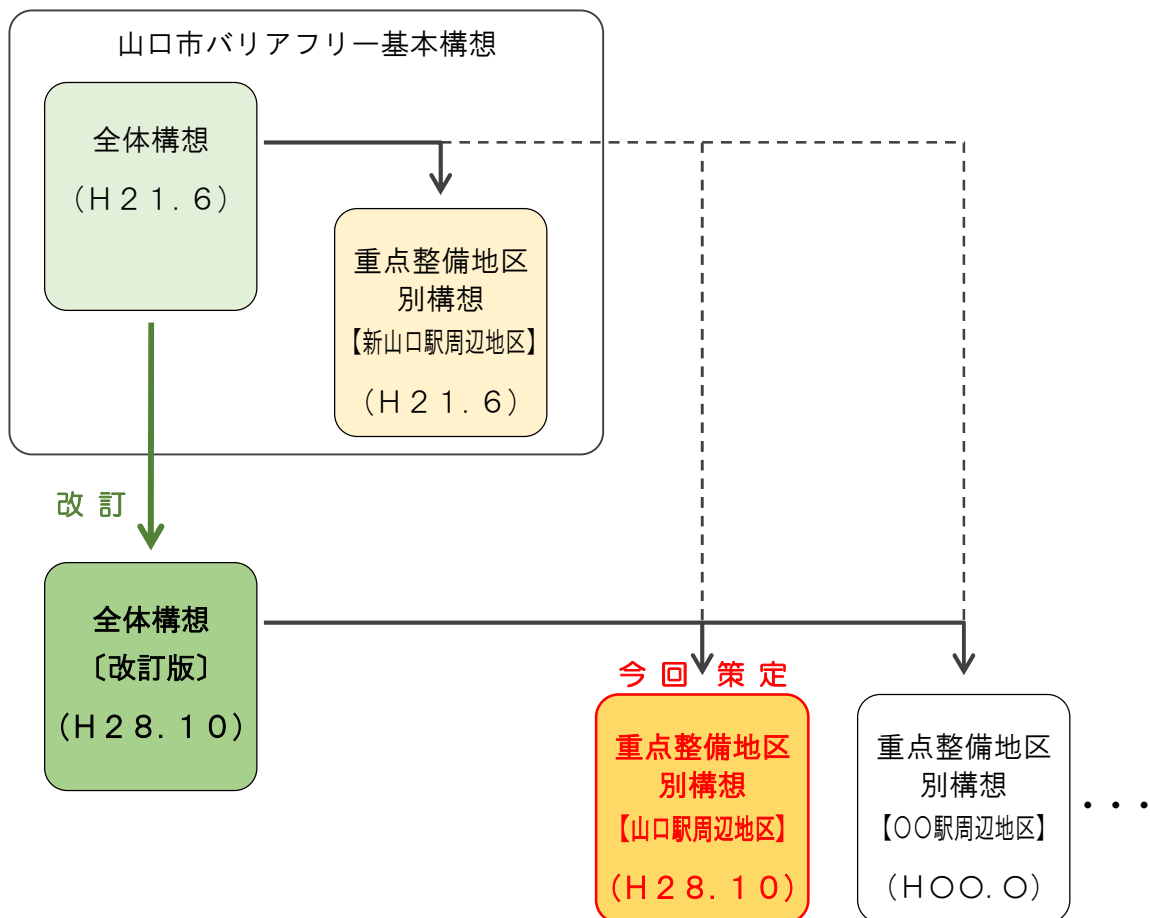
参考資料 50

- 1. 策定経過 50
- 2. 山口市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱..... 51
- 3. 山口市バリアフリー基本構想推進協議会委員名簿..... 53
- 4. 用語解説 54

1. 山口駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定にあたって

1-1. 山口市のバリアフリー基本構想の構成

- ・山口市では、平成21年6月に「山口市バリアフリー基本構想」を策定し、市全体でのバリアフリー化の実現に向けた基本的な考え方を示す「全体構想」と、バリアフリー化の優先度が最も高いと判断された新山口駅周辺地区を対象とする「新山口駅周辺地区バリアフリー基本構想（重点整備地区別構想）」を定めました。
- ・その後、平成22年1月に旧阿東町を編入合併し市域が拡大したことに加え、平成25年12月には交通政策基本法が公布・施行、平成27年2月に交通政策基本計画が閣議決定されるなど、「山口市バリアフリー基本構想」の策定時から状況が変わりつつあります。
- ・また、新山口駅周辺については、平成21年6月に策定した基本構想（重点整備地区別構想）に基づいてバリアフリー化事業を進めており、基本構想で定めた特定事業（50事業）のうち47事業に着手（着手率94%）、46事業が実施済み（実施率92%）の状況（平成28年3月末時点）にあり、事業に一定の目途が付きつつあります。
- ・このたび、このような状況を受けて、「全体構想」を改訂すると同時に、新たな重点整備地区として、新山口駅周辺地区に次いでバリアフリー化の優先度の高い山口駅周辺を対象として「山口駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定しました。



▲ 山口市のバリアフリー基本構想の構成

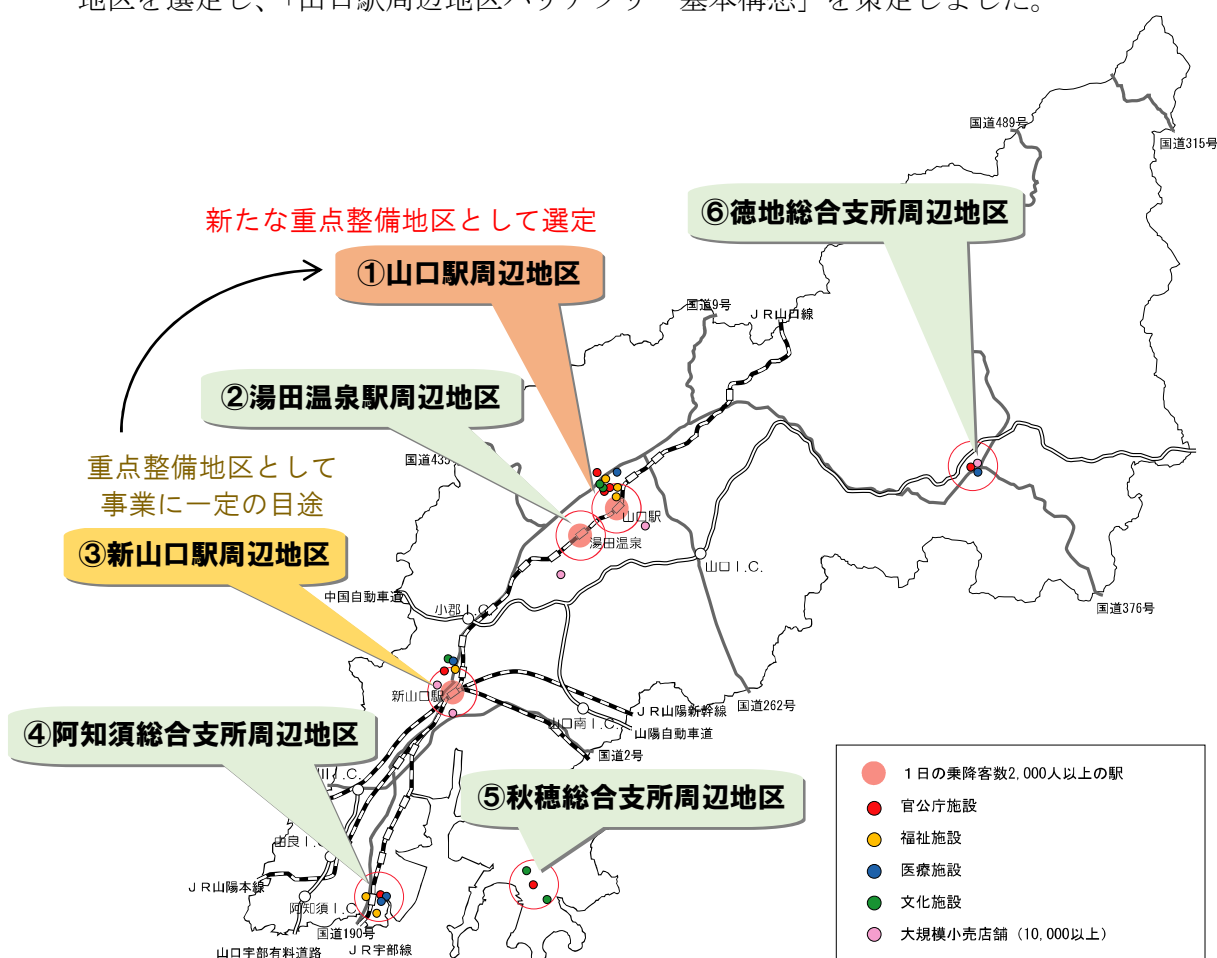
1-2. 重点整備地区の選定について

1) 「山口市バリアフリー基本構想」による重点整備地区の選定

- ・「山口市バリアフリー基本構想（平成21年6月策定）」においては、下記の6地区を重点整備候補地区として選定し、優先性・緊急性・有効性の視点から評価を行い、優先的にバリアフリー化に取り組む重点整備地区として新山口駅周辺地区を選定しています。
- ・新山口駅周辺地区については、「新山口駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定し、これに基づきバリアフリー化事業を進めており、事業に一定の目途が付きつつあります。

2) 新たな重点整備地区（山口駅周辺地区）の選定

- ・このような状況から、新山口駅周辺地区に次ぐ新たな重点整備地区として、山口駅周辺地区を選定し、「山口駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定しました。



重点整備候補地区	評価結果	重点整備地区の選定
① 山口駅周辺地区	B	・新たな重点整備地区として選定
② 湯田温泉駅周辺地区	C	—
③ 新山口駅周辺地区	A	・重点整備地区として事業に一定の目途
④ 阿知須総合支所周辺地区	C	—
⑤ 秋穂総合支所周辺地区	C	—
⑥ 徳地総合支所周辺地区	C	—

▲重点整備地区の選定

【山口駅周辺地区を重点整備地区に選定した理由】

- 「山口市バリアフリー基本構想」策定後の平成23年に、「移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正」により、利用者数3,000人以上／日の鉄道駅については、原則100%のバリアフリー化が目標（平成32年度末）として定められました。
 - ・ 山口駅の1日平均利用者数：3,170人／日（平成26年度）
- 山口駅周辺は山口都市拠点として、市民生活や都市的交流、経済活動を広域的に支える、小郡地区と並ぶ都市拠点（核）としての位置付けが明確となりました。また、「山口市中心市街地活性化基本計画」では実行計画としての位置付けとなる第2期基本計画が策定され事業を推進中です。
 - ・ 山口市総合計画（後期まちづくり計画）／平成25年3月
 - ・ 山口市都市計画マスタープラン／平成24年3月
 - ・ 第2期山口市中心市街地活性化基本計画／平成26年3月 等
- 山口駅周辺は県都で、かつ市の中心地であり、主要な公共公益施設のほか、商業施設、医療・福祉施設等が数多く立地し、都市機能が集積しています。
- 平成21年6月に策定した「山口市バリアフリー基本構想」では、新山口駅周辺地区に次ぐ候補地区として、山口駅周辺地区が位置づけられています。

【参考：重点整備地区選定の評価結果（「山口市バリアフリー基本構想」より）】

地区名	地区の中心施設		山口駅 周辺地区	湯田温泉駅 周辺地区	新山口駅 周辺地区	阿知須総合支所 周辺地区	秋穂総合支所 周辺地区	徳地総合支所 周辺地区	備考
	地域	施設							
優先性	評価指標	評価基準	山口駅 周辺地区 大股・白石地域	湯田温泉駅 湯田地域	新山口駅 小郡地域	阿知須総合支所 阿知須地域	秋穂総合支所 秋穂地域	徳地総合支所 徳地地域	
	①特定旅客施設がある	利用者は5,000人/日以上	3,752人	2,084人	14,364人	734人	—	—	平成17年山口県統計年鑑
	②主要な生活関連施設の立地状況	特定旅客施設または官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物が概ね3以上	90施設	78施設	103施設	37施設	23施設	24施設	
	③旅客施設を利用する高齢者数	5,000人×全国の高齢化率(=975人)以上	889.2人 高齢化率=25.7%(大股)	458.5人 高齢化率=22.0%(湯田)	2,772.3人 高齢化率=19.3%(小郡)	185.7人 高齢化率=25.3%(阿知須)	—	—	1日当たりの利用者数×各地域の高齢化率(平成18年住民基本台帳)
緊急性	④旅客施設を利用する障がい者数	5,000人×全国の障がい者割合(=220人)以上	150.1人	83.4人	574.6人 障がい者率=4.0%(山口市)	29.4人	—	—	1日当たりの利用者数×市の障がい者の割合(H17)
	評価	評価	B	B	A	B	C	C	
	①主要な生活関連施設のバリアフリー化が不十分な施設がある	旅客施設、市役所、総合支所のバリアフリー化が不十分	O	O	O	O	O	O	
	②主要な生活関連施設間の移動経路のバリアフリー化が不十分である	主要な生活関連施設間の歩道のバリアフリー化が不十分	O	O	O	O	O	O	
有効性	評価	評価	A	A	A	A	A	A	
	①地域(旧市町)の中心的な地区である	市役所、総合支所の有無	O	x	O	O	O	O	
	②関連計画・事業がある	関連計画の位置づけの有無	—	—	新山口駅ターミナルパーク整備構想	—	—	—	
	③市民ニーズが高い	住んでいる地域における身体その他に不自由や制約がある方の割合	27.1%	24.3%	28.7%	21.7%	26.3%	25.9%	一般市民アンケート調査
総合評価	評価	評価	A	C	A	C	B	C	
	③市民ニーズが高い	よく外出する先における身体その他に不自由や制約がある方の割合	66.7%	50.0%	61.1%	57.1%	61.1%	52.0%	高齢者・障がい者等アンケート調査
	評価	評価	A	C	A	C	B	C	
	総合評価	総合評価	B	C	A	C	C	C	

2. 重点整備地区及び生活関連施設・経路の設定

2-1. 山口駅周辺地区の概要

1) 山口駅周辺地区の位置づけ

- ・山口駅周辺地区は、「山口・小郡都市核づくりマスタープラン」において山口都市核として位置づけられています。
- ・山口都市核は、人々の日常生活や余暇等における多様なライフスタイルを支える機能や施設が数多く集積し、広域的かつ多様な交流が営まれており、これらの特徴をさらに伸ばし、人々の都市的・文化的生活を支えることができる「住みよさと創造が織りなす“文化交流拠点”の形成」を都市核づくりの基本方向としています。
- ・この中で、山口都市核づくりの取り組みの一つとして“まちの近づきやすさや回遊性を高める”ことを掲げており、“交通アクセス・ネットワークの強化やまち全体のユニバーサルデザインを進めるとともに、心理的な近づきやすさや回遊のしやすさを高めていく”こととしています。

【山口都市核づくりの取り組み方針】

〔山口都市核づくりの基本方向〕

「住みよさと創造が織りなす“文化交流拠点”の形成」

〔めざす山口都市核の姿〕

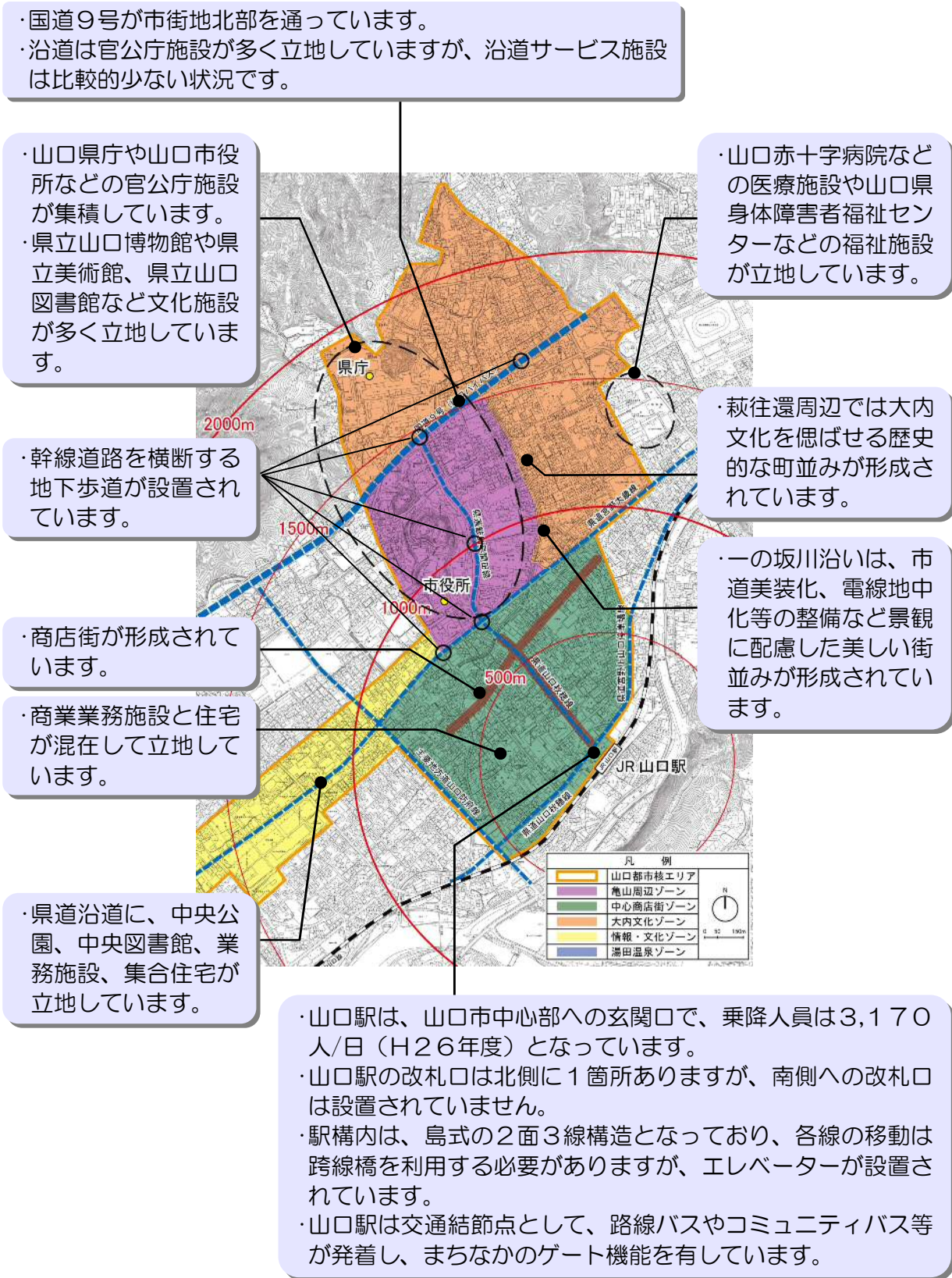
- ① 人々の暮らしを豊かにする“文化”のまち
- ② 人々を惹きつける“個性”のまち
- ③ 新たな文化や消費が生まれる“創造”のまち
- ④ 誰もが住みたくするような“心地よい”まち

〔山口都市核づくりの取り組み方向〕

- ① 「山口らしさ」を表現する
- ② ゾーン間の連携・機能の強化を促進する
- ③ 集積を促進する魅力的な都市空間を創出する
- ④ まちの近づきやすさや回遊性を高める

2) 山口駅周辺地区の概況

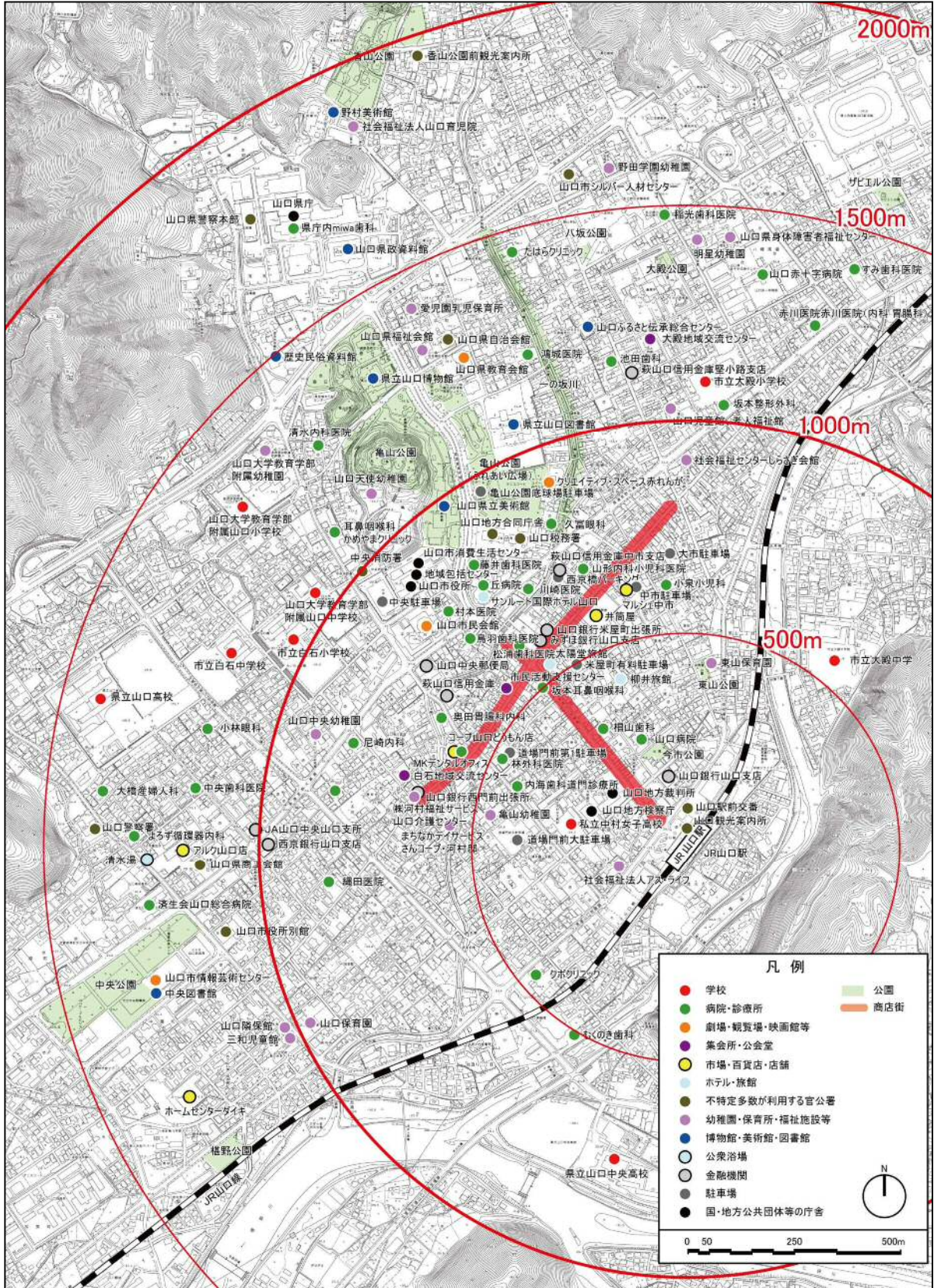
- 山口駅周辺地区の概況は下図に示すとおりです。



▲ 山口都市核（山口駅周辺地区）のゾーン区分と地区概況

3) 山口駅周辺地区の概況

- 山口駅周辺地区の主要施設の立地状況は下図に示すとおりです。
- 駅北側に施設は集中しており、行政施設や医療・福祉施設、商店街・商業施設、教育施設など、数多く立地し、都市機能が集積しています。



▲ 山口駅周辺地区の主要施設の立地状況

2-2. 重点整備地区の設定の考え方

1) 重点整備地区の要件

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー新法）」に定める「重点整備地区」は、以下の要件を満たす地区とされています（バリアフリー新法第2条第21項）。

【バリアフリー新法による重点整備地区の要件】

- 要件①：生活関連施設を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- 要件②：生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動円滑化のための事業が実施されることが特に必要と認められる地区であること。
- 要件③：移動円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

2) 重点整備地区の区域設定の考え方

- ・山口駅周辺地区における重点整備地区の区域は、上記の要件を受け、下記の考え方に基づき設定します。
- ・なお、重点整備地区の区域は、今後、PDCAサイクルによる継続的・段階的なバリアフリー化（スパイラルアップ）を進める中で、必要に応じて生活関連施設・経路とともに見直しを行います。

【重点整備地区の区域設定の考え方】

- ① 徒歩の起点となる山口駅を中心に、徒歩圏と考えられる概ね1 kmの範囲を基本とします。
- ② 高齢者、障がい者を含む多くの人々が利用する生活関連施設を含む区域とします。
- ③ 区域の境界は、町丁目界、道路・河川・鉄道等の施設、都市計画道路等により、明確に定めます。

2-3. 生活関連施設の選定

1) 生活関連施設の選定の考え方

- ・生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他施設」（バリアフリー新法第2条第21号イ）のことであり、「相当数の高齢者、障害者が利用する旅客施設、官公庁施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐に渡る施設が想定」（移動等円滑化の促進に関する基本方針）されます。
- ・山口駅周辺地区においては、生活関連施設の候補が多数存在するため、特にバリアフリー化が望まれる施設として、生活関連施設を下記の考え方にに基づき設定します。

【生活関連施設の選定の考え方】

- ① 山口駅から徒歩圏（概ね1 kmの範囲）にある施設
- ② 高齢者、障がい者を含む不特定多数の人が利用する施設で選定基準を満たす施設
- ③ その他、市民アンケート等の結果により、バリアフリー化の必要性が高いと判断される施設

2) 選定基準の設定

- ・バリアフリー新法において、新築・改築時や設置の際に移動円滑化の基準適合義務の対象となる建築物や駐車場を選定します。
- ・ただし、高齢者や障がい者を含む不特定多数の人の利用が想定される施設として、官公庁施設及び病院、拠点となる福祉施設については、規模に関わらず全ての施設を選定します。

3) 生活関連施設の選定

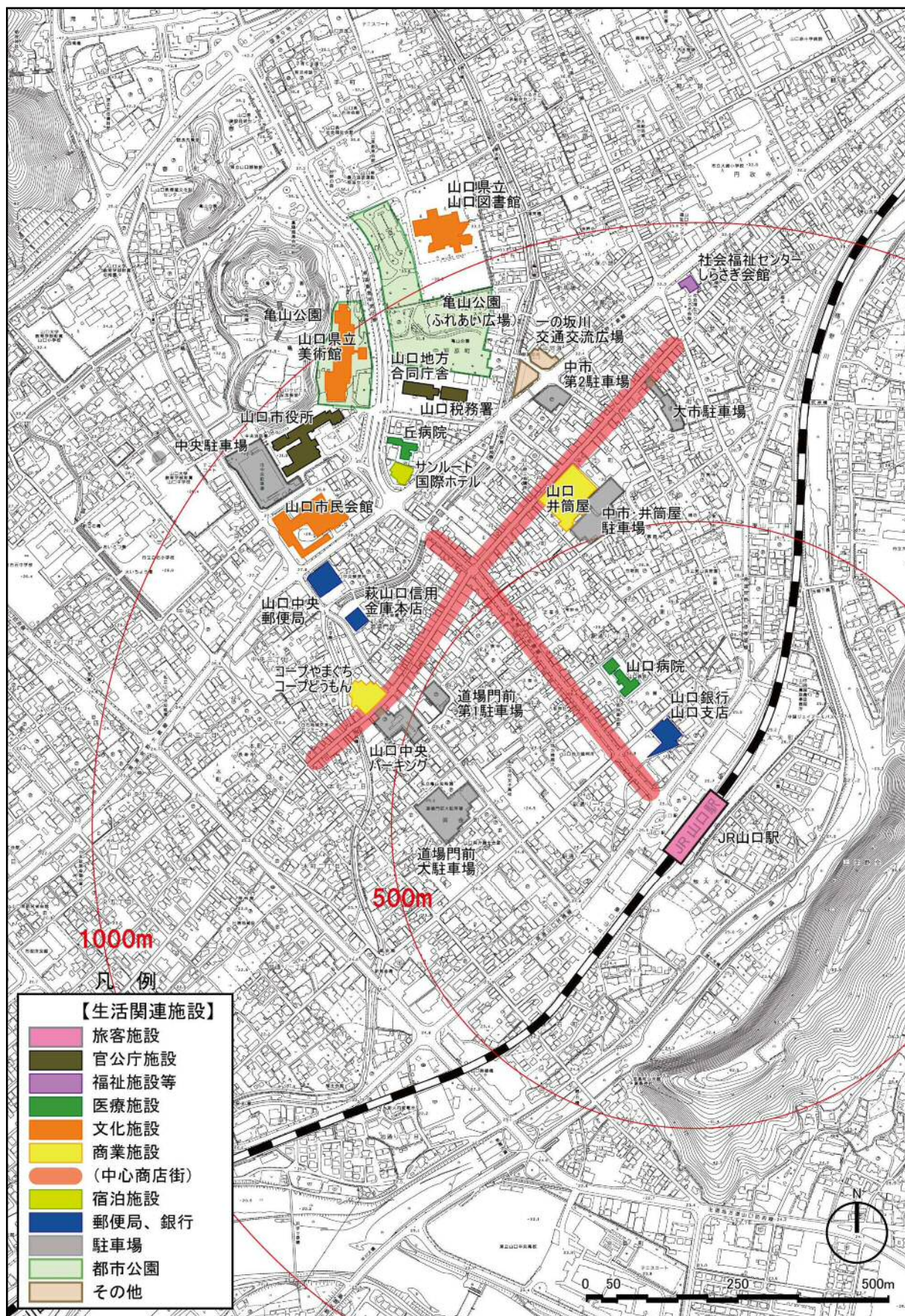
- ・選定の考え方及び今回設定した選定基準をもとに、生活関連施設を下表のとおり設定します。

▼ 生活関連施設の一覧

施設分類	選定基準	生活関連施設の選定結果
	[共通事項] ・山口駅から概ね1 km圏内 ・高齢者、障がい者を含む不特定多数が利用 ・その他、必要性が高いと判断される施設	
旅客施設	・乗降客3,000人/日以上以上の旅客施設	・山口駅
官公庁施設	・全ての施設 (警察(交番)、消防署、裁判所、検察庁は不特定多数の利用は見込めないため対象外とした)	・山口地方合同庁舎 ・山口市役所 ・山口税務署
福祉施設等	・多くの利用者がある拠点的な施設 (保育園、幼稚園、学校等は不特定多数の利用は見込めないため対象外とした)	・社会福祉センターしらさぎ会館
医療施設	・全ての病院 (患者20人以上の入院施設を有するもの(医療法))	・山口病院 ・丘病院
文化施設	・床面積が2,000㎡以上の施設(*1)	・山口市民会館 ・山口県立山口図書館 ・山口県立美術館
商業施設	・地区の骨格を形成する商店街	・中心商店街(各商店街)
	・床面積が2,000㎡以上の施設(*1)	・コープやまぐちコープどうもん ・山口井筒屋
宿泊施設	・床面積が2,000㎡以上の施設(*1)	・サンルート国際ホテル山口
郵便局、銀行	・床面積が2,000㎡以上の施設(*1)	・山口中央郵便局 ・山口銀行山口支店 ・萩山口信用金庫本店
駐車場	[建築物の場合] ・床面積が2,000㎡以上の施設(*1)	・中央駐車場 ・中市・井筒屋駐車場 ・道場門前大駐車場 ・道場門前第1駐車場
	[平面駐車場(建築物以外)の場合] ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上(*2)	・中市第2駐車場 ・大市駐車場 ・山口中央パーキング
都市公園	・地区公園及び都市基幹公園(総合公園)	・亀山公園(ふれあい広場) (山口駅から概ね1 km圏内を選定)
その他	・高齢者、障がい者を含む不特定多数の利用が見込まれ、必要性が高いと判断されるその他の施設	・一の坂川交通交流広場

(*1) 床面積2,000㎡以上：新築・改築時に移動円滑化の基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模。

(*2) 自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上：設置に際して移動円滑化の基準適合義務の対象となる駐車場(特定路外駐車場(建築物以外の路外駐車場))の規模。



▲ 生活関連施設の設定

2 - 4. 生活関連経路の選定

1) 生活関連経路の選定の考え方

- ・「生活関連経路」とは、「生活関連施設相互間の経路」（バリアフリー新法第2条第21号口）のことであり、「道路、駅前広場、通路その他一般交通の用に供する施設」により構成されます。
- ・本構想では、生活関連施設間を結ぶ主要な経路を「生活関連経路」として位置づけ、優先的にバリアフリー化を進めます。
- ・また、地区内の移動の連続性や回遊性を高め、中心市街地の魅力向上を図るため、「生活関連経路」以外でバリアフリー化が望まれる経路を「準生活関連経路」として位置づけ、可能な限りでのバリアフリー化を進めます。

【生活関連経路等の選定の考え方】

【生活関連経路】

- ・生活関連施設間を結ぶ主要な経路で、早期（平成32年度末まで）にバリアフリー整備に着手することを目標とする経路を、生活関連経路として設定します。

【準生活関連経路】

- ・生活関連施設間を結ぶ経路で、生活関連経路を補完し、地区内の移動の連続性や回遊性を高め、中心市街地の魅力向上に資する経路を準生活関連経路として設定し、可能な限りでバリアフリー整備を進めます。

2) 生活関連経路の設定

- 生活関連施設の配置及び生活関連経路の選定の考え方をもとに、生活関連経路を下表のとおり設定します。

▼ 生活関連経路等の一覧

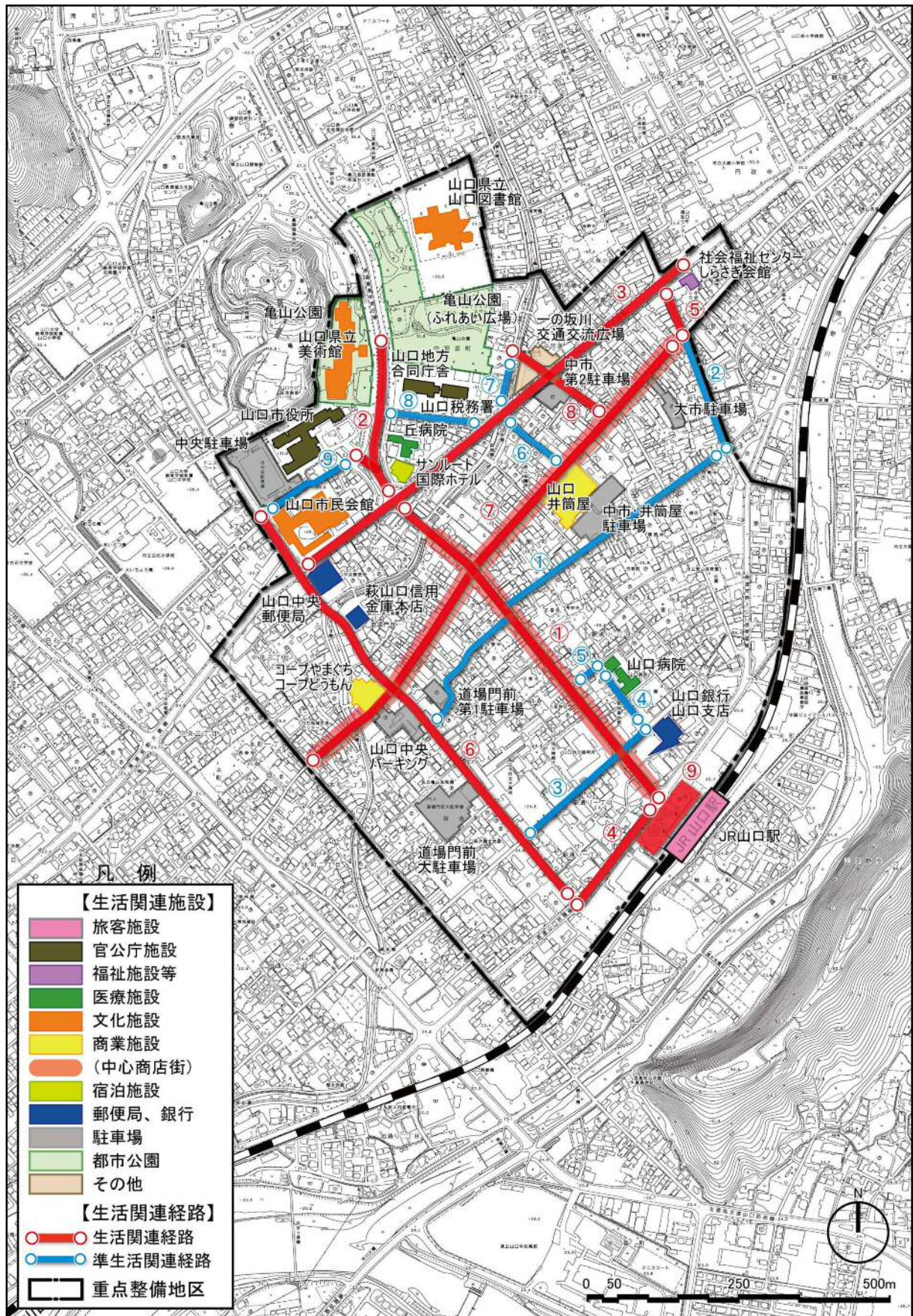
区分	No	路線名	対象区間
生活関連経路	①	県道山口秋穂線（駅通り）	山口駅前～早間田交差点
	②	県道厳島早間田線	早間田交差点～亀山公園入口
	③	県道宮野大歳線	市民会館前交差点～しらさぎ会館前
	④	県道山口秋穂線	市道黄金町野田1号線との交差点～山口駅前
	⑤	市道太刀売上豎小路線	市道道祖町旭通り一丁目線との交差点～豎小路交差点
	⑥	市道黄金町野田1号線	県道山口秋穂線との交差点～市道中央二丁目湯田温泉四丁目線との交差点
	⑦	市道道祖町旭通り一丁目線(商店街)	宮島町白石二丁目線との交差点～市道太刀売上豎小路線との交差点
	⑧	市道中市町中河原線	市道道祖町旭通り一丁目線との交差点～御茶屋橋西詰
	⑨	山口駅駅前広場	山口駅駅前広場
準生活関連経路	①	市道東山二丁目道場門前二丁目線	市道黄金町野田1号線との交差点～市道太刀売上豎小路線との交差点
	②	市道太刀売上豎小路線	市道東山二丁目道場門前二丁目線との交差点～市道道祖町旭通り一丁目線との交差点
	③	市道本町二丁目駅通り二丁目線	市道黄金町野田1号線との交差点～市道駅通り二丁目2号線との交差点
	④	市道駅通り二丁目2号線	市道本町二丁目駅通り二丁目線との交差点～市道駅通り二丁目1号線との交差点
	⑤	市道駅通り二丁目1号線	県道山口秋穂線との交差点～市道駅通り二丁目2号線との交差点
	⑥	市道中市町2号線	市道道祖町旭通り一丁目線との交差点～西京橋交差点
	⑦	市道上後河原道場門前一丁目線	西京橋交差点～御茶屋橋西詰
	⑧	市道中河原町線	市役所前交差点～西京橋交差点
	⑨	市道中央二丁目湯田温泉四丁目線	市道黄金町野田1号線との交差点～県道厳島早間田線との交差点

2-5. 重点整備地区の設定

- ・これまでに設定した生活関連施設及び生活関連経路を取り込むとともに、下記の考え方に基づき、次頁図に示すとおり重点整備地区の区域（83.4ha）を設定します。

【重点整備地区の区域設定の考え方（再掲）】

- ① 徒歩の起点となる山口駅を中心に、徒歩圏と考えられる概ね1kmの範囲を基本とします。
- ② 高齢者、障がい者を含む多くの人々が利用する生活関連施設を含む区域とします。
- ③ 区域の境界は、町丁目界、道路・河川・鉄道等の施設、都市計画道路等により、明確に定めます。



▲ 重点整備地区の区域、生活関連施設・経路の設定

3. 重点整備地区のバリアフリーに関する問題と課題

3-1. 重点整備地区のバリアフリーに関するワークショップの結果

1) ワークショップの開催概要

- ・本基本構想の策定にあたって、市民、利用者の視点からバリアフリーに関する問題や課題を整理するとともに、市民、関係者、行政等のバリアフリーに関する考え方や認識を共有することを目的として、ワークショップを開催しました。
- ・ワークショップは、ハード的な視点（第1回：まち歩き点検ワークショップ）と、ソフト的な視点（第2回：心のバリアフリーワークショップ）のそれぞれをテーマとして、2回開催しました。
- ・ワークショップの開催概要は下表の通りです。

▼ ワークショップの開催概要

	第1回ワークショップ (まち歩き点検ワークショップ)	第2回ワークショップ (心のバリアフリーワークショップ)
開催日時	・平成26年12月16日(火) ・13:00~17:00	・平成27年11月20日(金) ・14:00~16:00
開催場所	・中市コミュニティホール(NAC) 1階 多目的ホールA・B	・中市コミュニティホール(NAC) 1階 多目的ホールA・B
開催内容	<p>・主な施設、経路を対象として、主にハード面から、まち歩きによるバリアフリー点検を実施し、問題・課題等に関する意見交換を行った。</p> <p>・まち歩き点検の対象は以下のとおり。</p> <p>1班：山口市中心商店街(NAC~白石地域交流センター)</p> <p>2班：県道山口秋穂線(山口市役所~山口駅)</p> <p>3班：山口市役所庁舎内・市民会館内</p> <p>4班：山口駅構内・駅前広場</p>	<p>・心のバリアフリーを中心として、ソフト面からのバリアフリーについて、問題・課題等に関する意見交換を行った。</p>
参加人数	<p>・合計：53人(介助者、事務局含む)</p> <p>1班：12人</p> <p>2班：13人</p> <p>3班：12人</p> <p>4班：16人</p>	<p>・合計：47人(介助者、事務局含む)</p> <p>1班：11人</p> <p>2班：12人</p> <p>3班：8人</p> <p>4班：12人</p> <p>その他運営協力：4人</p>

2) 第1回ワークショップ（まち歩き点検ワークショップ）の結果概要

① ワークショップの流れ

- ・第1回ワークショップの流れは以下に示すとおりです。

【班分け及び点検ルートの説明】



【バリアフリー点検】



【ワークショップ（チェックした箇所の意見出しと再認識）】



【ワークショップ（発表）】



② ワークショップの結果概要

- ・施設・経路ごとのバリアフリー点検結果は次頁以降のとおりです。

■商店街

[舗装について]

- 石畳の隙間やマンホールの段差、インターロッキングの目地は、車椅子利用者の通行の支障となる。
- タイル舗装の箇所は、雨の日に滑りやすい。

[店舗への入りやすさについて]

- 商店街アーケードから店舗に入るスロープが急、車椅子利用者では通れない（特にみずほ銀行前）。
- 全面スロープではなく、緩やかな段差の箇所があっても良いのではないか。



■井筒屋前

- 井筒屋前のインターロッキングはデコボコ、車椅子での通行が難しい。
- 井筒屋前の駐輪場だけでは足りないので、他の場所にも駐輪場をつくる。
- 井筒屋の玄関の上にデジタルのテレビ放送の文字表示盤が欲しい。



■商店街

- アーケードの真ん中に商品や装飾品（クリスマスツリー等）が置いてあり、視覚障がい者や車椅子利用者にとって通行に支障がある。

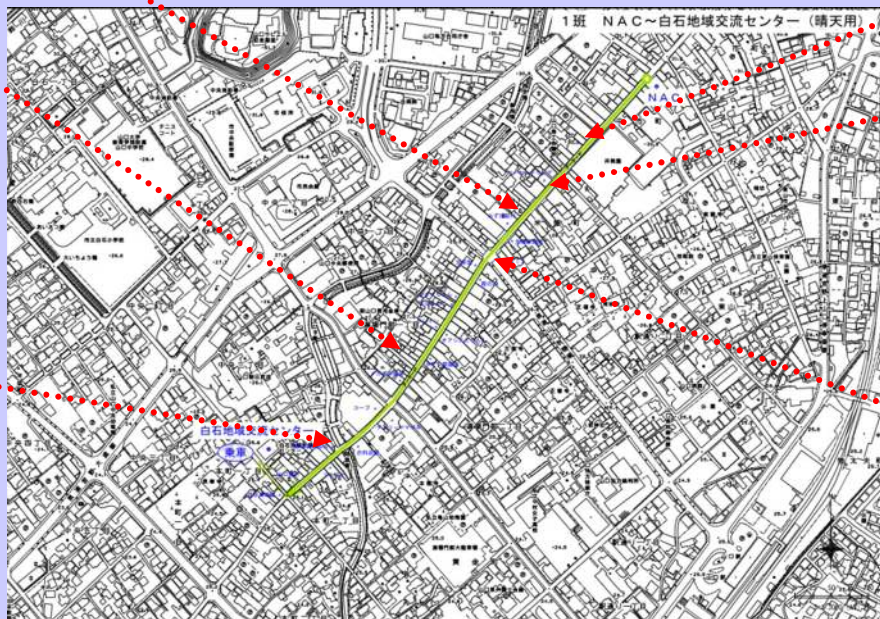
■商店街

[舗装について]

- 石畳の隙間やマンホールの段差、インターロッキングの目地は、車椅子利用者の通行の支障となる。
- タイル舗装の箇所は、雨の日に滑りやすい。

[店舗への入りやすさについて]

- 商店街アーケードから店舗に入るスロープが急（特に山口銀行の前）。
- 入口の幅が狭い店舗がある。



■車道（井筒屋南西側）

- 車が商店街を横断するので危険。
- 車が通る場所であることを音声案内やタイルの色、「止まれ」の標示等で明示して欲しい。

■米屋町交差点周辺

- 交差点の信号機を音声案内式に改善して欲しい。
- 米屋町バス停の時刻表を、車椅子利用者等でも見えやすいように、位置を下げて、文字を大きくしてほしい。
- 文栄堂前にデジタルのテレビ放送の文字表示盤が欲しい。
- 米屋町交差点等、まちの主要な場所に[現在地、バス停、主要な施設]等を示したマップや、ひと目で分かるまちのアイコンが欲しい。

■その他の事項

[自転車について]

- 商店街の中を自転車が通行するので危険である。
- 自転車通行に関するルールを表示した看板を数箇所に設置する等、ルールを守ってもらえるようにする。
- 放置自転車が多く、通行の支障になる。
- どの店舗の前も「駐輪禁止」になっており、駐輪する場所が無い。

[トイレについて]

- まちなかにトイレが少ない。
- 車椅子でも利用できるトイレを設置している店舗の位置を示したマップが欲しい。
- 多機能トイレ内の洗浄ボタンと緊急呼出しボタンの位置が近いので、視覚障がい者は間違いやすい。

[休憩スペースについて]

- 商店街の中に途中で休むことができる椅子がもう少し欲しい。



■市役所前交差点周辺（南西）

- ・歩道の幅が狭い。
- ・街路樹が伐採された跡がそのまま残っており、通行の邪魔。
- ・側溝の蓋の隙間が大きく、白杖が引っかかる恐れがある。



■歩道（県道山口秋穂線）

- ・歩道上の街路樹の根っこが隆起し、車いす利用者等の通行に支障がある。
- ・視覚障がい者誘導用ブロックが汚れていたり剥がれていたりする箇所があり、視覚障がい者が判別しにくい。
- ・行先別に色分けをしてカラー舗装をしたら良いのではないか。
- ・歩道と車道の境界（マウントアップ部分）が視覚障がい者には判別しにくい。
- ・歩道上に植木鉢等が置いてあり、通行の邪魔である（ちとせビル前付近）。



■地下道

- ・地下道入口と横断歩道接続部の勾配が急。
- ・地下道入口のタイルは、雨の際、車いす利用者にとっては滑りやすい。
- ・地下道手すりの点字が汚れており、読み取ることが出来ない。
- ・地下道手すりとの壁との間の幅が狭く、掴みにくい箇所がある。



■米屋町交差点周辺

- ・歩道上に店舗の商品が陳列されている。また、自転車が放置されている。通行の邪魔である。
- ・横断歩道の白線が薄くなっており、見えにくい。
- ・商店街の石畳は、車椅子利用者にはガタガタするので、通行しにくい。
- ・放置自転車が多いため、駐輪場を整備すべき。



■歩道（県道山口秋穂線）

- ・歩道上の街路樹の根っこが隆起し、車いす利用者等の通行に支障がある。
- ・視覚障がい者誘導用ブロックが汚れていたり剥がれていたりする箇所があり、視覚障がい者が判別しにくい。
- ・行先別に色分けをしてカラー舗装をしたら良いのではないか。
- ・歩道と車道の境界（マウントアップ部分）が視覚障がい者には判別しにくい。
- ・自転車、バイクが駐輪してあったり、公告のボール台が放置されており、通行の邪魔である。
- ・歩道上のブロックが壊れており、転倒の原因になる（HIS前）。
- ・県道沿いのタクシー営業所は、電話機しか設置されていないため、聴覚障がい者には利用できない



■交差点（国近内科前）

- ・雨水枡が高い位置にあるため、雨水が歩道上に溜まり、歩きにくい。
- ・車道と歩道の段差が大きく、車いすでは通行が難しい。

■バス停

- ・時刻表の文字が小さい。また街灯もないため、夜間には見えにくい。



■山口駅前交差点

- ・横断歩道接続部の勾配が急であり、車いすでは通行しづらいのではないか。
- ・交差点裏の用水路に柵が無いので危険ではないか。



【市役所】

■エレベーター

- エレベーターが狭いので、車椅子利用者が入ると他の人が入れない。
- 扉の開いている時間が短いので、車椅子では挟まれそうになる。
- エレベーター前の立て看板が邪魔。
- エレベーター内の点字の位置が悪い。ボタンの上にあった方がよい。

■多機能トイレ

- 入口に段差があり、車椅子利用者が使いづらい。
- 多機能トイレ内の点字が間違っている。
- 多機能トイレは使いやすい。

■廊下

- 廊下上の椅子が邪魔。
- 視覚障がい者誘導用ブロックが不十分（視覚障がい者誘導用ブロックが途中で無くなっている）。
- 廊下部分の取手が低くてよかった。

■市民課の中

- 視覚障がい者誘導用ブロックが無い。
- 「耳」マークが置いていなかった。
- テレビに字幕が表示されていなかった。



■北側階段・入口

- スロープの角度が急。
- 入り口が暗い。
- 自動ドアの位置が高い。
- 視覚障がい者誘導用ブロックが不十分（施設手前で視覚障がい者誘導用ブロックが無くなっている）。



■正面入口、スロープ

- 屋根が無い。
- 正面口に点字案内があったのは良かった。



■その他の事項

- 庁舎内は、全体的に、視覚障がい者誘導用ブロックはあるがこれだけでは先行が分からない。
- 公衆電話の位置が高いので車椅子からは使いにくい。
- 水飲み場があったのは良かった。
- 障がい者用駐車場は充実していた。
- 市役所は全体的に60点くらい。
- 市役所を建て替えてはどうか。

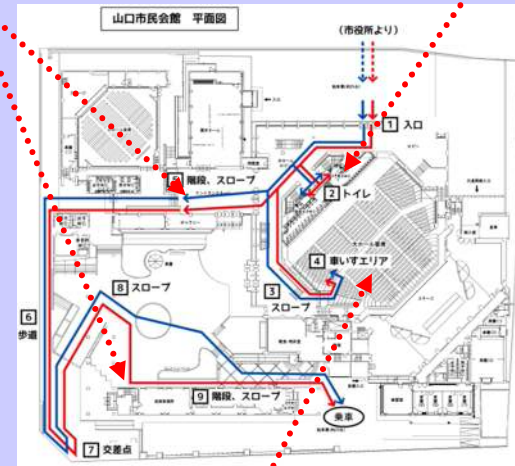
【市民会館】

■スロープ

- 手すりが無い箇所がある。
- 手すりに行先を示した点字シール等が必要。
- 全てのスロープの角度が急。車椅子利用者等は介助者がいないと難しい。
- スロープ上に障がい物があり、視覚障がい者や車椅子利用者の通行に支障がある。

■トイレ

- 女性トイレ内にベビーベッドがあると良い。



■大ホール

- 車椅子エリアは設置されているが、もう少し高さが必要である。（車椅子からは一般の客席よりも視線が低くなるので、ステージが見えにくい）
- ホール内部は階段ばかり。スロープもあると良い。
- ホール内の時計が小さくて見えにくいので、見えやすいように表示する。
- ホール内は声が聞こえにくい（車椅子の視点から）。



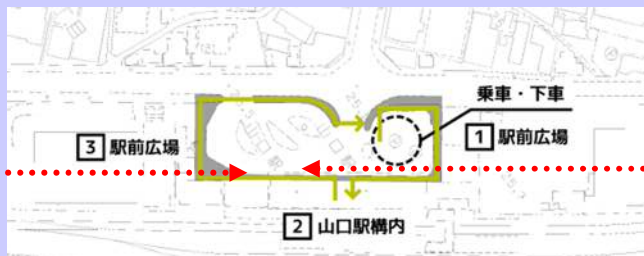
■その他の事項

- 建物の外には視覚障がい者誘導用ブロックがあるが、館内に視覚障がい者誘導用ブロックが全く無い。
- ホールとしては狭くて古い。
- 3,000人は入るホールが欲しい。
- 市民会館は40点くらい。視覚障がい者誘導用ブロックが無いのは問題。
- 市民会館は老朽化もしているので、建て替えてはどうか。

【駅前広場】

■駅前広場

- ・歩道の舗装が悪く、段差や勾配が急な箇所も多い。車椅子利用者は通行しづらい。
- ・歩道はかまぼこ状で、その真中にスロープや視覚障がい者誘導用ブロックが設置されているため、車椅子利用者に通行しづらい。



■バス停

- ・バス乗り場の前に椅子が欲しい。



【山口駅構内】

■駅構外

[多機能トイレ]

- ・入口の音声案内が分かりやすく、ドアがボタン式で開け閉めが便利。
- ・緊急時の回転灯や100円の化粧紙があってよかった。
- ・おむつ交換台やベビーシートが設置されていてよかった。折り畳み寝台があるとよい。
- ・洗浄ボタンと緊急呼出しボタンの位置が近いので、視覚障がい者は間違いやすい。
- ・洗浄ボタンと緊急呼出しボタンが便器から少し遠い。

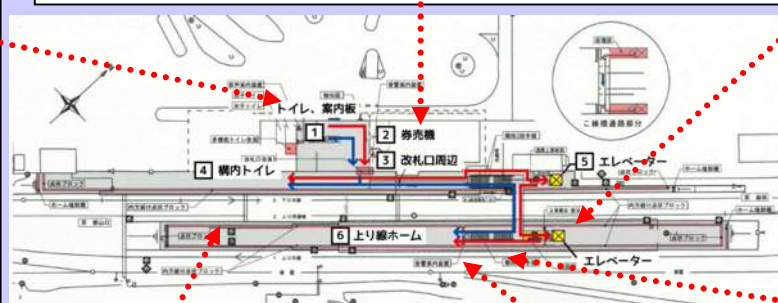
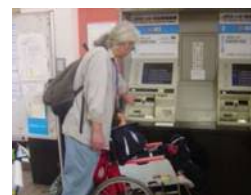
[通常トイレ]

- ・男性トイレの小便器前に段差があるので、視覚障がい者や高齢者に危険。
- ・大便器にペーパーが設置されておらず、ティッシュ販売機のある場所も分かりづらい。



■切符売り場、改札

- ・改札口は広くて歩きやすい。
- ・券売機まで少し遠い。券売機の足元をくり抜いたスペースがあれば、車椅子利用者でも切符が買いやすい。



■駅構内トイレ

- ・トイレの入口や内部も段差が無くなり、歩きやすかった。
- ・車椅子で利用できるトイレが無い。
- ・男性トイレの大便器は和式しかないので、不便ではないかと思った。

■ホーム

- ・駅のホームには視覚障がい者誘導用ブロックが設置されているが、視覚障がい者にとってはやはり危険である。
- ・車椅子利用者は、1人で列車に乗ることが出来ない。事前申告すれば駅員が補助してくれるが、もっと気軽に乗れるといい。
- ・ホームと列車に段差があるので、高齢者等には不便ではないかと思った。



■その他

- ・以前に比べて駅構内の床が平坦になり、歩きやすくなった。
- ・音声案内や視覚障がい者誘導用ブロックが設置され、バリアフリー化が進んでいると思った。
- ・キヨスクが閉った時に、車椅子でも使える自動販売機があると良い。
- ・山口駅の改良点をもっと宣伝して、利用者を増やす努力をしてほしい。
- ・構内の階段前に中村女子高校の生徒が飾ってくれる生け花が楽しみ。
- ・案内表示のトイレマーク横に「コインロッカー」と書いてあり、不可解。
- ・2台の公衆電話のうち、1台は入りやすいが少し高さがある。1台は支柱と本棚があって入りにくい。
- ・視覚障がい者誘導用ブロックはカートを引くときに障がいになるので、改良して欲しい。

■エレベーター

- ・エレベーターが設置されて便利になった。
- ・エレベーターのボタンが低くて良い。
- ・エレベーターに辿り着くまでの経路が少し複雑である。
- ・エレベーターの扉が前後両開きであれば、車椅子利用者等にとってもより便利になる。



■階段、手すり

- ・2段式の手すりになっているので、大人・子ども等、身長に関係なく掴みやすい。
- ・手すりの裏側に窪みが有るので、安定して掴むことが出来た。
- ・手すりが木製のため、冬でも冷たくならない。
- ・手すりが階段よりも長く設置されているので、安心して階段を使う。



3) 第2回ワークショップ（心のバリアフリーワークショップ）の結果概要

① ワークショップの流れ

- ・第2回ワークショップの流れは以下に示すとおりです。

【班分け及びワークショップの説明】



【ワークショップ（意見出しと再認識）】



【ワークショップ（発表）】



② ワークショップの結果概要

- ・第2回ワークショップでの心のバリアフリーを中心としたソフト対策に関する主な意見は下表のとおりです。

▼ ワークショップの結果概要（その1）

項目	主な意見等
<p>困ること</p>	<p>[総論]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般の人には、障がいを持っているのかどうか、困っているのか、助けが必要であるかが分からない。 ・障がいを持つ人は助けてと言いつても難しい時もある、助けを求めないと助けてくれないことが多い。 <p>[施設等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弱視であるにも関わらず、窓口の番号を手や番号でしか教えてもらえない。 ・大きい声で頼んでも聞いてくれるのは最初だけ。 ・ヘルパーのみに説明している場合が多く、本人にも説明すべき。 <p>[駅通り・商店街等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店の看板や植木が多く歩きにくい。 ・路上駐輪している自転車が邪魔になっている ・歩きタバコをする人が多い。 <p>[山口駅]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅のトイレを利用する時に、駅員に声をかけないと使えない。 ・バスが並んでいるところに車が沢山待っている。 <p>[バス・タクシー]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスの運賃表示が見えにくい。 ・バス停の時刻表の文字が小さく、夜は暗くて見えない。 ・タクシーのFAX予約は外出時には使えない。 ・タクシー助成券を利用するのが気兼ねをする。 <p>[自転車・バイク]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狭い車道を自転車が通行するのが危険 ・商店街を自転車やバイクがスピードを出して通り過ぎるので危険。 <p>[駐車場]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす用駐車スペースに一般の人が停めている。
<p>知ってもらいたいこと、してもらいたいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耳の不自由であることを表す「耳マーク」を知ってほしい。 ・列車で席を譲ったが、断られることがあり悲しい思いをする場合がある。 ・大学生に自転車ルールやマナーをもっと知ってほしい。 ・車いす用駐車スペースにコーンを置かれると、必要とする車いす使用者にとっても停めづらい。 ・山口駅までどれ位かかるか商店街に案内表示があると良い。 ・宇部市営バスの車内表示が最新で分かりやすいので参考にしてほしい。 ・土日は自転車で商店街を通行できないことをもっと分かりやすく示してほしい。 ・お店で買わなくても使わせてもらえるようなトイレがあればよい。 ・歩くときに目につくようにトイレの表示があるといい。




▼ ワークショップの結果概要（その2）

項目	主な意見等
<p>みんなができること、今後取り組むこと</p>	<p>[総論]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安心して外出できる仕組みづくりを行い、障がいを持つ人も積極的に外出してもらおう。 ・障がいを持つ人とそうでない人が互いを理解し、特別視しあうことがないような社会に。 ・してもらって嬉しかったことを、次は自分がしたい。輪が広がっていくとよい。 <p>[コミュニケーション]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お互いにまずは声掛けをすること。 ・言いやすい雰囲気作りとコミュニケーションが重要。 ・もっと周りを見て困った人に対する声掛けの意識を持つ。 ・強い口調ではなく優しい口調で話しかけること。 ・障がいを持つ人は、何をしたいか具体的に伝えること。 ・障がいを持つ人は何に困っているか、どうしてほしいかを伝えてほしい。 <p>[普及啓発・案内]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若いころはルールを守っていないことに気づかないことも多いので、大人が学校や家で教育を行うことが大切。 ・セミナーや講習会を多く開催することで、市民の心のバリアフリーに対する意識をアップさせる ・安全やバリアフリーにそこまで興味のない人など、より多くの人に知ってもらうために、自転車教室など学校で教える機会を増やす。 ・障がいを持つ人に対しての受付対応マニュアルを作り、案内方法の見直しを行う。 ・大学生向けには入学時の新入生向けオリエンテーションで周知をしてはどうか。 ・耳が不自由であることが見て分かるような印を示してはどうか。 ・車いすの方がスロープ等で困っている時は、店員さんにも手伝ってもらえると良い <p>[駐車場]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車マナーに関して教育と周知の徹底に取り組む。 ・車いす用駐車スペースのマナーについて、ボランティアが注意喚起を行う。 ・車いす用駐車スペースのルール違反者にはペナルティを課す。 ・駐車場に停めずとも路肩などに停められる制度をつくる。







3-2. 重点整備地区のバリアフリーに関する問題と課題






- ・ 現地調査結果（バリアフリー基準適合状況）及びワークショップの結果をもとに、重点整備地区内の各施設の問題点と課題を以下に整理します。




1) 山口駅

<p>トイレ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅構外には多機能トイレが設置されていますが、駅構内には多機能トイレが設置されていません。 <p>課題</p> <p>誰もが安心して快適に利用できるトイレの確保が望まれます。</p>	 <p>駅構内トイレ案内 (多機能トイレなし)</p>
<p>券売機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 券売機下の蹴込みがなく、車いす使用者の利用に十分配慮されたものになっていません。 <p>課題</p> <p>車いす使用者の円滑な利用に適した設備への見直しが望まれます。</p>	 <p>券売機 (足元のスペース無し)</p>
<p>列車</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 列車内に段差があります。 <p>課題</p> <p>車両のバリアフリー化が望まれます。</p>	 <p>山口駅プラットフォーム (列車内の段差)</p>



2) 道路・駅前広場

<p>幅員</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県道山口秋穂線（駅通り）、県道宮野大歳線、市道中河原町線などで、街路樹や道路付属施設により歩道の幅員が狭くなっている箇所があります。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>県道山口秋穂線（駅通り） （幅員2m未満）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>市道中河原町線 （幅員2m未満）</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題</p> <p>歩道幅員の確保等により、移動上のバリアを解消し、誰もが快適に移動できる経路の確保が必要です。</p> </div>
<p>段差、切り下げ、勾配</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県道山口秋穂線（駅通り）、県道宮野大歳線などで、横断歩道部の切り下げが急な勾配となっている箇所、また、車乗り入れ部で横断勾配が大きい箇所が存在し、高齢者、障がい者等の円滑な移動に支障をきたしています。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>県道宮野大歳線 （縦断勾配不良(段差)）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>県道山口秋穂線（駅通り） （横断勾配不良）</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題</p> <p>勾配の緩和や段差の解消等により、移動上のバリアを解消し、誰もが快適に移動できる経路の確保が必要です。</p> </div>
<p>舗装</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県道山口秋穂線（駅通り）、県道巖島早間田線などで、街路樹の根上がり等により、凹凸が生じている箇所があります。 市道道祖町旭通り一丁目線（商店街）では、舗装材の特性から雨天時に滑りやすい箇所や凹凸が生じている箇所（小舗石）があります。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>県道山口秋穂線（駅通り） （根上がりによる凹凸）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>市道道祖町旭通り一丁目線 （滑りやすい舗装）</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題</p> <p>歩道の凹凸解消や滑りにくい舗装への改良により、移動上のバリアを解消し、誰もが安全に移動できる経路の確保が必要です。</p> </div>




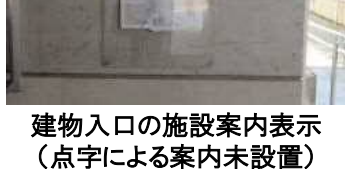
<p>側溝</p>	<ul style="list-style-type: none"> 歩道脇に設置されている側溝蓋のグレーチングの目が粗く、車いすの車輪や杖がはまり込みやすくなっている箇所があります。また、コンクリート蓋の隙間が広い箇所があります。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>県道宮野大歳線 (グレーチングの目が粗い)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>市道太刀売上堅小路線 (コンクリート蓋の隙間が広い)</p> </div> </div> <p>課題 側溝蓋の取換や側溝の改良等により、誰もが安全に移動できる経路の確保が必要です。</p>
<p>視覚障がい者誘導ブロック</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市道道祖町旭通り一丁目線など、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない道路があります。 視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていても、変色や劣化により識別しにくくなっている箇所があります。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>市道道祖町旭通り一丁目線 (ブロックが未設置)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>県道山口秋穂線 (変色し識別しにくい)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>県道宮野大歳線 (劣化し識別しにくい)</p> </div> </div> <p>課題 移動円滑化のために必要と認められる歩道への視覚障がい者誘導用ブロックの設置や改良により、視覚障がい者の方も安心して移動できる経路の確保が必要です。</p>

<p>地下道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 県道宮野大歳線及び県道巖島早間田線を立体的に横断できる施設として地下道が3箇所整備されていますが、地下道の出入口では、雨天時に路面が滑りやすくなっている箇所があります。 ● 市民会館前地下道は、傾斜路が整備されていないため、車いすでの通行ができません。また、早間田地下道と美術館前地下道は、傾斜路の勾配が大きいため、車いすでの通行が難しい状況となっています。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>市民会館前地下道 (車いすでの通行不可能)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>早間田地下道 (滑りやすい、車いすでの通行が困難)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>美術館前地下道 (滑りやすい、車いすでの通行が困難)</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題</p> <p>滑りにくい路面への改良等により、誰もが安全に利用できる経路の確保が必要です。また、利用状況等を踏まえ、存廃を含めて今後のあり方について検討が必要です。</p> </div>
-------------------	--




3) 公園

<p>園路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 園路路面が凹凸の箇所があり、通行に支障があります。 <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題</p> <p>誰もが安心して快適に施設内を移動できるように、路面の改良が必要です。</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <p>亀山公園 (路面の凹凸)</p> </div>
<p>トイレ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● オストメイト対応のトイレが設置されていません。 <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題</p> <p>誰もが安心して快適に利用できるトイレの確保が必要です。</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <p>亀山公園 (オストメイト無し)</p> </div>



4) 建築物

<p>経路 (建物外)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 建物外の経路上に、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない箇所があります。 • 傾斜路や階段で手すりが設置されていない箇所があります。 • 急勾配で基準を満たしていない傾斜路があります。 	
<p>課題</p> <p>視覚障がい者誘導用ブロックの設置や傾斜路や階段の改良等により、誰もが安心して快適に通行できる経路の確保が望まれます。</p>		<p>建物外経路の傾斜路(急勾配)</p>
<p>経路 (建物内)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 建物内の階段・傾斜路の上端に、点状ブロックが設置されていない箇所があります。 • 車いす使用者や視覚障がい者の利用に適した構造になっていないエレベーターがあります。 	
<p>課題</p> <p>誰もが安心して快適に通行できる建物内の経路の確保が望まれます。</p>		<p>建物内の経路 (点状ブロック未設置)</p>
<p>トイレ</p>	<ul style="list-style-type: none"> • オストメイト対応のトイレが設置されていない建物があります。 	
<p>課題</p> <p>誰もが安心して快適に利用できるトイレの整備が望まれます。</p>		
<p>駐車場</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 車いす使用者用の駐車マスが設置されていない、あるいは設置されていても駐車マスの寸法が基準を満たしていない駐車場があります。 	
<p>建築物に付帯する駐車場 (車いす使用者用駐車マス未設置)</p>		<p>建築物に付帯する駐車場 (駐車マスの寸法不良)</p>
<p>課題</p> <p>車いす使用者をはじめ、誰もが安心して快適に利用できる駐車場の確保が望まれます。</p>		
<p>案内設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 駐車場やトイレ等の配置を表示した案内板や、視覚障がい者に各施設の配置や情報を示す点字案内等の案内設備が設置されていない建物があります。 	
<p>課題</p> <p>誰もが施設を安心して快適に利用できるよう、案内設備の充実が望まれます。</p>		<p>建物入口の施設案内表示 (点字による案内未設置)</p>

5) 中心商店街

<p>舗装 (再掲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 舗装材の特性から雨天時に滑りやすい箇所や凹凸が生じている箇所（小舗石）があります。 <p>課題</p> <p>歩道の凹凸解消や滑りにくい舗装への改良により、移動上のバリアを解消し、誰もが安全に移動できる経路の確保が必要です。</p>
<p>店舗等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出入口のスロープの勾配がきつくなっており、店舗等の出入りがしづらい箇所があります。 <p>課題</p> <p>誰もが出入りしやすい施設になるよう、傾斜路の改良や支援体制の維持・充実が望まれます。</p>  <p>店舗等の出入口 (勾配がきつくなっている)</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 路上に商品が陳列され、通行しづらい箇所があります。  <p>商品棚</p> <p>商店街アーケードの状況（路上での商品陳列イメージ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 路上駐輪や自転車に乗って通行するなど、自転車の利用ルールが十分に守られていない状況が見受けられます。  <p>商店街アーケードの状況 (路上駐輪)</p> <p>課題</p> <p>誰もが商店街を安心して快適に利用できるよう、商店街内のルールづくりとその周知が望まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> トイレや休憩スペースが不足しています。 商店街内の駐輪スペースが不十分です。 <p>課題</p> <p>トイレ、休憩スペース、駐輪スペース等の充実について検討が必要です。</p>

6) 駐車場

<p>駐車マス</p>	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用の駐車マスが設置されていない駐車場があります。 <p>課題</p> <p>車いす使用者が安心して快適に利用できるよう、車いす使用者用の駐車マスの設置が望まれます。</p>	 <p>駐車場の状況 (車いす使用者用駐車マス未設置)</p>
<p>出入り通路</p>	<ul style="list-style-type: none"> 目の粗い（隙間の広い）グレーチングが設置されている箇所があります。 <p>課題</p> <p>誰もが安心して快適に利用できる通路の確保が望まれます。</p>	 <p>駐車場の出入り通路 (目の粗いグレーチング)</p>
<p>施設内通路</p>	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の勾配が基準を満たしていない箇所があります。 車いす使用者の利用に適した構造になっていないエレベーターがあります。 <p>課題</p> <p>誰もが安心して快適に通行できる経路の確保が望まれます。</p>	
<p>案内設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> トイレや出入口、エレベーター等の配置を表示した案内板等の案内設備が設置されていない駐車場があります。 <p>課題</p> <p>駐車場を安心して快適に利用できるよう、案内設備の充実が望まれます。</p>	

4. 山口駅周辺地区のバリアフリー化の基本方針

- ・「山口市バリアフリー基本構想（平成21年6月策定）」において示された「山口市のバリアフリー推進の基本的な考え方」を受けつつ、山口駅周辺地区について、その位置づけや特性並びにバリアフリーに関する課題を踏まえて、バリアフリー化の基本方針を以下のように設定します。

【山口市のバリアフリー推進の基本的な考え方】

■ 基本理念・基本目標

基本理念

誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち

基本目標

① 誰もが“暮らしやすいまち”の実現

■ 実現のための基本方針

- ・ 人にやさしい移動や施設利用等を確保するバリアフリーの推進
- ・ 段階的・持続的なバリアフリーの推進

連携

② 一人ひとりが“支えあうまち”の実現

■ 実現のための基本方針

- ・ 市民一人ひとりの支えあいによるバリアフリーの推進
- ・ 市民、事業者、行政の協働によるバリアフリーの推進

■ 基本方針

1 人にやさしい移動や施設利用等を確保するバリアフリーの推進

- 高齢者や障がい者のみならず、誰にもやさしく、施設や交通環境が連続した一体的なバリアフリー化を推進する

2 段階的・持続的なバリアフリーの推進

- 中長期的な視点で、段階的なバリアフリー整備と、「スパイラルアップ」による持続的なバリアフリー化を推進する

3 市民一人ひとりの支えあいによるバリアフリーの推進

- 市民一人ひとりが支えあいの精神をもち、地域社会全体が相互に積極的に協力し合うことができるまちを実現する

4 市民、事業者、行政の協働によるバリアフリーの推進

- 市民・事業者・行政の役割を明確にし、それぞれができるバリアフリー化に主体的に取り組む

（「山口市バリアフリー基本構想／平成21年6月」より）

【山口駅周辺におけるバリアフリー化に関する基本方針】

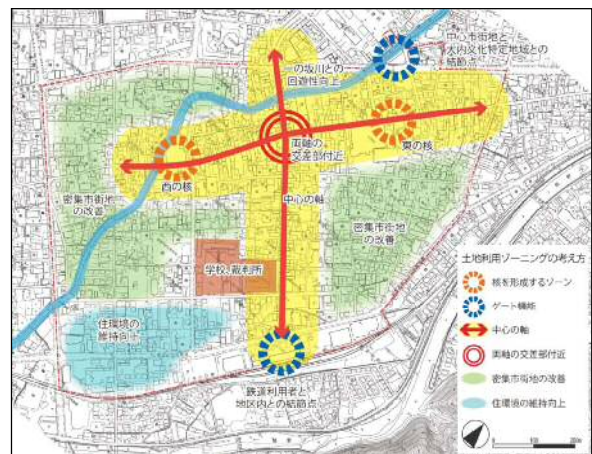
- ① 山口駅を中心とした一体的なバリアフリー化の推進
- ② 駅通り及び商店街アーケードを軸として、中心市街地のにぎわいづくりに貢献するバリアフリーの回遊空間づくりの推進
- ③ 多様な人々の協働による心のバリアフリーの推進

① 山口駅を中心とした一体的なバリアフリー化の推進

- ・山口駅は、県庁や市役所等の行政施設が立地する市中心地の玄関口であり、JRをはじめとして路線バス、コミュニティバス、タクシー等の各種交通機関が結節する交通拠点であり、その機能強化が求められています。
- ・また、山口駅から市役所に至る県道山口秋穂線（駅通り）は、沿道に商店街が形成されており、「山口市中心市街地活性化基本計画」では南北の中心軸として位置づけ、回遊性を高めるための取り組みを進めていくこととしています。
- ・このようなことから、山口駅周辺の安全・安心な歩行者ネットワークの形成を目指し、山口駅を中心とした一体的なバリアフリー化を推進します。

② 駅通り及び商店街アーケードを軸として、中心市街地のにぎわいづくりに貢献するバリアフリーの回遊空間づくりの推進

- ・「山口市中心市街地活性化基本計画」では、上述の県道山口秋穂線（駅通り）とともに東西方向の商店街アーケードを中心市街地の中心軸として位置づけ、2核十字型モールを形成して回遊性を高めることとしています。
- ・このため、駅通り及び商店街アーケードを軸とした歩行者ネットワークの形成を進め、中心市街地のにぎわいづくりに貢献するバリアフリーの回遊空間づくりを推進します。



▲ 中心市街地のゾーニングの考え方
（【第2回変更】第2期山口市中心市街地活性化基本計画）より）

③ 多様な人々の協働による心のバリアフリーの推進

- ・バリアフリー化を円滑かつ効果的に進めるためには、市民や利用者の意見・要望を十分に把握するとともに、関係者の理解と協力を得るなど、市民、事業者、行政等とが共同して取り組むことが必要です。
- ・また、市民一人ひとりが自立した日常生活や社会生活を営むことの重要性について理解を深め、高齢者や障がい者、妊婦、子連れの方などの気持ちになって考え、協力することが重要であり、その普及啓発を積極的に行うことが求められます。
- ・このため、段差解消等のハード的な対策のみではなく、多様な人々の協働により、ソフト的な対策である心のバリアフリーを推進します。

5. 重点整備地区におけるバリアフリー化事業の検討

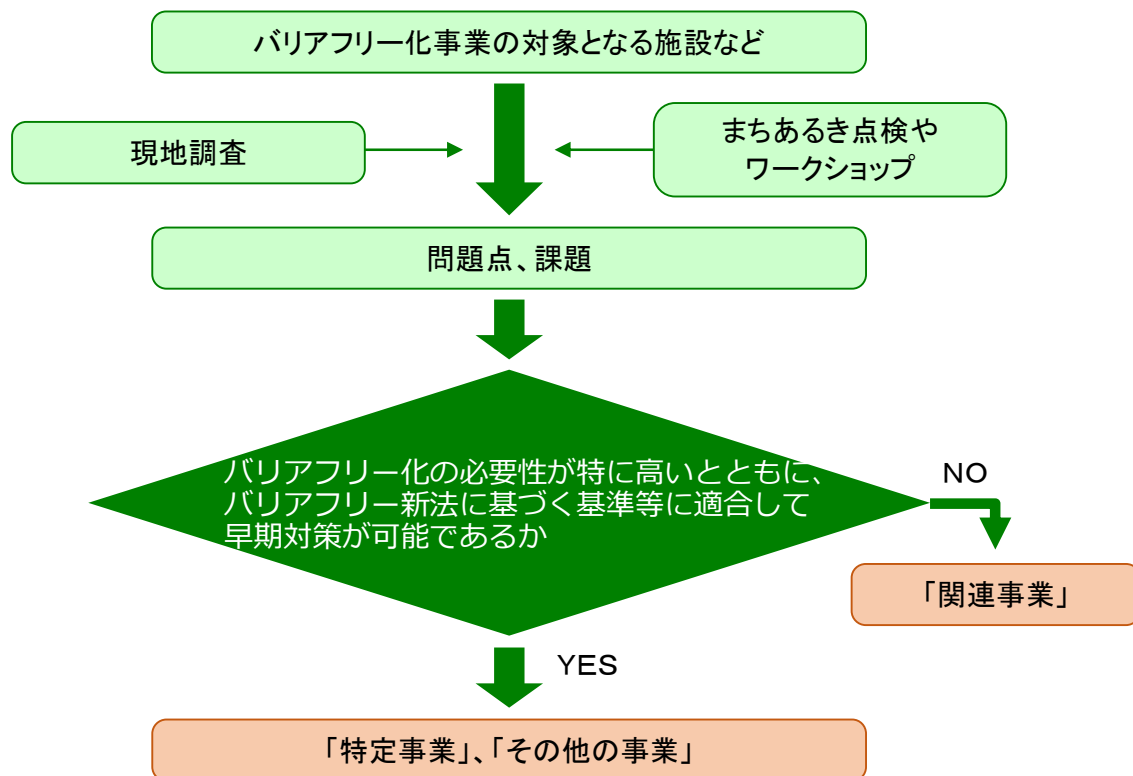
5-1. バリアフリー化事業の枠組み

- ・重点整備地区におけるバリアフリーに関する課題を踏まえ、今後実施すべき事業を設定する上での枠組み等について整理します。

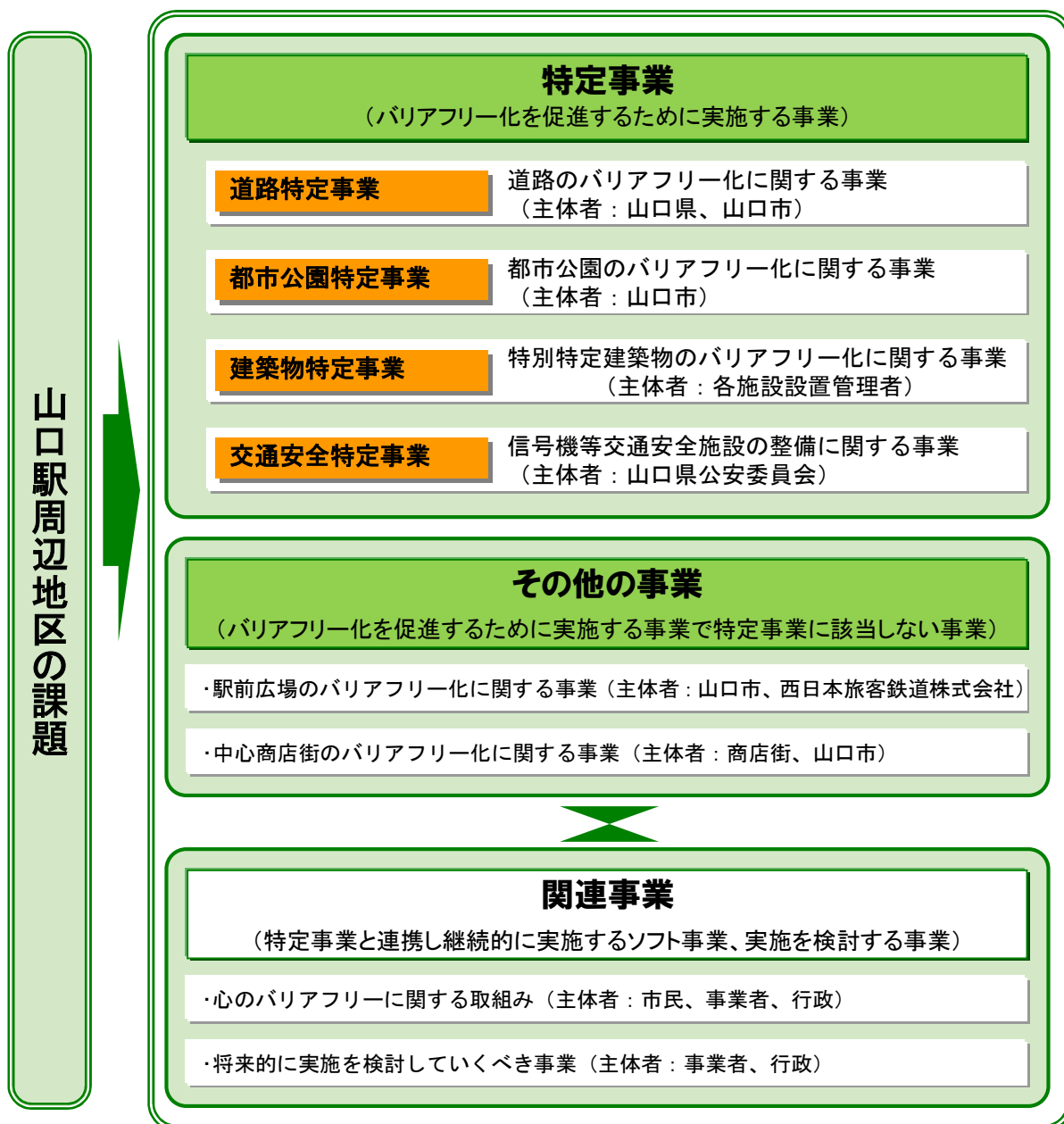
1) バリアフリー化を実現するための事業の考え方

- ・バリアフリー化を実現するために行う事業については、これまでの調査結果等を踏まえるとともに、各施設設置管理者と協議の上で設定します。
- ・事業の種類としては、バリアフリー新法に定義される各施設のバリアフリー化の整備等を行う「特定事業」及び「その他の事業」があり、「特定事業」は「公共交通特定事業」、「道路特定事業」、「路外駐車場特定事業」、「都市公園特定事業」、「建築物特定事業」、「交通安全特定事業」に分類されています。
- ・一方で、バリアフリーに関する課題に対して、ソフト面で継続的に対応を図るべきものや早期対策が困難などの理由により、将来的に実施を検討していくべきものについては「関連事業」として定義し、今後、重点整備地区内の事業については、これら3つに整理していくこととします。

■ バリアフリー化事業の整理の流れ



■ バリアフリー化事業の枠組み



2) 特定事業の目標年

- ・バリアフリー化の実現については、国の基本方針において、平成32年度を目標として示されていますが、本基本構想策定後の期間が短いことや、大規模な改修などで目標年までの整備が困難と考えられる事業があることから、平成32年度以降も継続的に取り組んでいくものとします。
- ・このため、「特定事業」については短期（基本構想策定後概ね3年以内に着手）と中長期（基本構想策定後概ね5年以内の着手を目標とする）に区分し、それぞれ国、県、市、公共交通事業者をはじめとする関係機関と市民との協働により取り組んでいくものとします。
- ・また、「その他の事業」及び「関連事業」については、各施設の状況等に応じて、実施または検討していくものとします。

5-2. バリアフリー化事業の内容

1) 公共交通のバリアフリー化に関する事業

① 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社）

方針

・高齢者・障がい者等が利用しやすい駅舎や車両等のバリアフリー化とともにソフト施策の推進に努めます。

事業種別	対象施設等	主な実施内容	実施期間
関連事業	山口駅駅舎	・高齢者・障がい者等の利用に配慮した券売機の設置 ・多機能トイレの設置（改札内）	その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施
	車両	・車両のバリアフリー化の推進	その他 ※車両更新時等に実施
	社員教育・訓練	・バリアフリーに対する理解促進のための社員教育・訓練の実施	その他 ※継続的に実施

② バス（中国ジェイアールバス株式会社、防長交通株式会社、山口市コミュニティバス）

方針

・高齢者・障がい者等が利用しやすい施設整備や車両の導入及びソフト施策の推進に努めます。

事業種別	対象施設等	主な実施内容	実施期間
関連事業	時刻表	・大きな文字の使用や見やすい時刻表への改良	その他 ※早期実現に向け事業化を検討
	車両	・低床バス等の導入推進	その他 ※車両更新時等に実施
	社員教育・訓練	・バリアフリーに対する理解促進のための社員教育・訓練の実施	その他 ※継続的に実施

③ タクシー（山口地区タクシー協会）

方針

・高齢者・障がい者等が利用しやすい車両の導入及びソフト施策の推進に努めます。

事業種別	対象施設等	主な実施内容	実施期間
関連事業	車両	・福祉タクシーの導入推進	その他 ※継続的に実施
	社員教育・訓練	・バリアフリーに対する理解促進のための社員教育・訓練の実施	その他 ※継続的に実施

2) 道路のバリアフリー化に関する事業（山口県、山口市）

① 生活関連経路に関するバリアフリー化の内容

方針

- ・当地区のバリアフリーの回遊空間づくりの軸となる県道山口秋穂線（駅通り）及び市道道祖町旭通り一丁目線（商店街アーケード）をはじめ、主要な経路として指定した生活関連経路については、可能な範囲での「道路移動等円滑化基準」に適合したバリアフリー化を実施します。

事業種別	対象施設等	主な実施内容	実施期間
特定事業	生活関連経路 [路線名] ・県道山口秋穂線（駅通り） ・市道道祖町旭通り一丁目線（商店街） ・県道厳島早間田線 ・県道宮野大歳線 ・県道山口秋穂線 ・市道太刀売上野小路線 ・市道黄金町野田1号線 ・市道中市町中河原線	・歩道の改良（幅員の確保、勾配の改良、舗装の改良、側溝蓋の改良、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等）	中長期
関連事業	不法占有している商用店舗の看板や放置自転車	・不法占有等防止の啓発	その他 ※継続的に実施
	重点整備地区内の道路	・適切な維持管理	その他 ※継続的に実施

② 準生活関連経路に関するバリアフリー化の内容

方針

- ・主要な経路を補完する準生活関連経路については、可能な範囲でのバリアフリー化を検討・推進します。

事業種別	対象施設等	主な実施内容	実施期間
関連事業	準生活関連経路 [路線名] ・市道東山二丁目道場門前二丁目線 ・市道太刀売上縦小路線 ・市道本町二丁目駅通り二丁目線 ・市道駅通り二丁目2号線 ・市道駅通り二丁目1号線 ・市道中市町2号線 ・市道上後河原道場門前一丁目線 ・市道中河原町線 ・市道中央二丁目湯田温泉四丁目線	・歩道の改良（幅員の確保、勾配の改良、舗装の改良、側溝蓋の改良、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等）	その他 ※早期実現に向け事業化を検討
	不法占有している商用店舗の看板や放置自転車	・不法占有等防止の啓発	その他 ※継続的に実施
	重点整備地区内の道路	・適切な維持管理	その他 ※継続的に実施

③ 立体横断施設に関するバリアフリー化の内容

方針

- 重点整備地区内の 3 箇所の立体横断施設については、存廃を含めて今後のあり方を検討したうえで、可能な範囲でのバリアフリー化を目標とします。

事業種別	対象施設等	主な実施内容	実施期間
関連事業	立体横断施設 [箇所名] ・早間田地下道 ・美術館前地下道 ・市民会館前地下道	・利用状況等を踏まえ、可能な範囲で立体横断施設を改良（滑りやすい路面の改良等）	その他 ※早期実現に向け事業化を検討
		・対象の地下道について、利用状況等を踏まえ、存廃を含めて今後のあり方について検討	その他 ※関係機関等で今後のあり方について検討

3) 都市公園のバリアフリー化に関する事業（山口市）

方針

- 主要な生活関連施設として、亀山公園（ふれあい広場）について、「都市公園移動等円滑化基準」に適合したバリアフリー化を実施します。

事業種別	対象施設等	主な実施内容	実施期間
特定事業	亀山公園 (ふれあい広場)	・園路の改良（舗装の改良） ・トイレの改良（オストメイト対応設備の設置） ・高齢者・障がい者等の利用に適した案内板の整備	中長期

4) 建築物のバリアフリー化に関する事業（各施設設置管理者）

方針

- ・対象の施設については、建築年次が古く、部分的な改修では解決しないバリアが多くあることから、軽微なものについては順次バリアフリー化を実施し、それ以外については大規模改修時等にバリアフリー化を実施することを基本とします。

① 山口地方合同庁舎

事業種別	主な事業内容	実施期間
特定事業	・敷地内の傾斜路の改良（県道からの進入路の勾配改良）	中長期
関連事業	・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設替え	その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施

② 山口市役所

事業種別	主な事業内容	実施期間
特定事業	・敷地内の傾斜路の改良（手すりの設置） ・敷地内の傾斜路や車いす使用者用駐車場への上屋の設置	短期
関連事業	・敷地内の傾斜路の改良（踊り場の設置）	その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施

③ 山口税務署

- ・整備済み

④ 社会福祉センターしらさぎ会館

事業種別	主な事業内容	実施期間
関連事業	・駐車場の改良（車いす使用者用駐車マスの確保）	その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施

⑤ 山口病院

事業種別	主な事業内容	実施期間
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の傾斜路の改良（手すりの設置） 敷地内通路の改良（車いす利用者用駐車場～建物入口間の段差解消） 視覚障がい者用誘導ブロックの設置（道路～受付） トイレの改良（オストメイト対応設備の設置） 	その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施

⑥ 丘病院

事業種別	主な事業内容	実施期間
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の傾斜路の改良（勾配の改良、手すりの設置） 視覚障がい者誘導用ブロックの設置（道路～受付） 駐車場の改良（車いす利用者用駐車マスの確保） トイレの改良（オストメイト対応設備の設置） 	その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施

⑦ 山口市民会館

事業種別	主な事業内容	実施期間
特定事業	<ul style="list-style-type: none"> 施設案内設備の設置（点字の施設案内板等により視覚障がい者を誘導する設備） 視覚障がい者誘導用ブロックの設置（道路～施設案内板） 	短期
	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の階段の改良（手すりの設置） 施設内の傾斜路・階段の改良（手すりの設置、上端部への点状ブロックの設置） 	中長期

⑧ 山口県立山口図書館

事業種別	主な事業内容	実施期間
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の階段の改良（手すりの設置） 視覚障がい者誘導用ブロックの設置（傾斜路・階段への点状ブロックの設置） 	その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施

⑨ 山口県立美術館

事業種別	主な事業内容	実施期間
特定事業	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の傾斜路・階段の改良（手すりの設置） 	中長期
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の傾斜路の改善（勾配の改良） 視覚障がい者用誘導ブロックの設置（道路～案内所） 昇降機の設置 	その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施

⑩ コープやまぐちコープどうもん

事業種別	主な事業内容	実施期間
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の傾斜路の改良（手すりの設置） 視覚障がい者誘導用ブロックの設置（道路～案内所） トイレの改良（オストメイト対応設備の設置） 	その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施

⑪ 山口井筒屋

事業種別	主な事業内容	実施期間
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の傾斜路の改良（手すりの設置） 視覚障がい者誘導用ブロックの設置（道路～案内所） 	その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施

⑫ サンプルート国際ホテル山口

事業種別	主な事業内容	実施期間
関連事業	・駐車場の改良（車いす利用者用駐車マスの確保）	短期
	・エレベーターの改良（音声案内装置及び制御装置の設置）	中長期
	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者誘導用ブロックの設置（道路～受付） 多機能トイレの設置（1Fロビー） 	その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施

⑬ 山口中央郵便局

- ・整備済み

⑭ 山口銀行山口支店

- ・整備済み

⑮ 萩山口信用金庫本店

事業種別	主な事業内容	実施期間
関連事業	・駐車場の改良（車いす利用者用駐車マスの確保）	短期
	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者誘導用ブロックの設置（道路～窓口） 音声案内の設置（ATM出入口付近） 	その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施

5) 駐車場のバリアフリー化に関する事業（各施設設置管理者）

方針

- ・重点整備地区内の駐車場については、可能な範囲でのバリアフリー化を検討・推進します。

① 中央駐車場

事業種別	主な事業内容	実施期間
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の傾斜路の改良（勾配の改良） ・敷地内の通路の改良（側溝蓋の改良） ・トイレの改良（多機能トイレの設置） ・車いす利用者用駐車マスの確保 ・エレベーターの設置 	その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施

② 中市・井筒屋駐車場

事業種別	主な事業内容	実施期間
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の傾斜路の改良（勾配の改良） ・敷地内の通路の改良（側溝蓋の改良） ・エレベーターの改良 ・トイレの改良（多機能トイレの設置） 	その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施

③ 道場門前大駐車場

事業種別	主な事業内容	実施期間
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の傾斜路の改良（手すりの設置） ・敷地内の通路の改良（側溝蓋の改良） ・トイレの改良（オストメイト対応設備の設置） 	中長期 ※市街地再開発事業により建替え予定

④ 道場門前第1駐車場

事業種別	主な事業内容	実施期間
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の通路の改良（側溝蓋の改良） ・トイレの改良（オストメイト対応設備の設置） 	その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施

⑤ 中市第2駐車場

- ・整備済み

⑥ 大市駐車場

事業種別	主な事業内容	実施期間
関連事業	・車いす利用者用駐車マスの確保	その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施

⑦ 山口中央パーキング

事業種別	主な事業内容	実施期間
関連事業	・車いす利用者用駐車マスの確保	その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施

6) 交通安全のバリアフリー化に関する事業（山口県公安委員会）

方針

・道路整備等と連携を図りつつ、高齢者・障がい者等の移動に配慮した安全対策を推進します。

事業種別	対象施設等	主な実施内容	実施期間
特定事業	生活関連経路上の信号機・標識など	・バリアフリー対応型信号機や視認性に優れた道路標識・道路標示の整備	中長期 ※道路整備等と連携を図りつつ順次実施
関連事業	生活関連経路以外の道路	・高齢者・障がい者等の移動等に配慮した安全対策の推進	その他 ※道路整備等と連携を図りつつ実施を検討
	違法駐車	・違法駐車を取り締まりの強化及び防止のための啓発活動等の実施	その他 ※継続的に実施

7) その他重点整備地区のバリアフリー化に関する事業

方針

- ・山口駅の駅前広場については、高齢者・障がい者等の利用に配慮した施設整備の検討を進めます。
- ・また、ソフト施策として、市民、事業者等のバリアフリーに対する理解を促すとともに、市職員のバリアフリーに対する理解向上を図ります。

事業種別	対象施設等	主な実施内容	実施期間
その他の事業	山口駅 駅前広場	・広場内の歩道の改良（勾配の改良、舗装の改良、側溝蓋の改良、視覚障がい者誘導用ブロックの改良・設置等）	中長期
	中心商店街	・店舗入口付近のスロープの改善	その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施
		・舗装の改良 ・商品陳列や自転車の駐輪に関するルール等の設定・表示 ・トイレ、休憩スペース、駐輪場の設置の検討	その他 ※早期実現に向け事業化を検討
関連事業	重点整備地区 の施設設置管 理者及び市民	・自転車等の走行や駐車駐輪、マナーの向上 ・民間施設のバリアフリー化の促進 ・高齢者・障がい者等に対する理解の促進	その他 ※継続的に実施
	山口市の職員	・バリアフリーに対する理解促進のための職員教育・訓練の実施 ・障がい理由とする差別の解消の推進のための相談体制の整備等	その他 ※継続的に実施

6. バリアフリーの実現に向けて

6-1. 心のバリアフリーの推進

1) 心のバリアフリーの必要性

バリアフリー化事業では、主として移動経路や主要な施設での段差の解消やバリアフリー設備の設置などハード面での事業について示しています。しかし、これらの物理的な障害が排除されても放置自転車や違法看板等、利用者のマナーやモラルが守られなければ本質的なバリアフリー化ができたとは言えません。高齢者や障がい者等が安心して外出できる環境を整えるにはすべての人が高齢者や障がい者等の立場に立って理解すること、また、障がいとなるような行為を慎む、お互いに助け合うといった行動が必要です。

これまで、心のバリアフリーに関するワークショップを2回（平成20年度・27年度）行ってきましたが、この中でもマナーやモラルの問題のほか、一般の人と移動制約を持つ人とお互いの理解とともにコミュニケーションを深めることが重要であり、そのための啓発活動等が重要であることが指摘されています。

このため、助け合う意識の向上や高齢者、障がい者等への理解促進など、啓発活動や教育等を通じて行政や事業者はもとより、広く市民とともに、心のバリアフリーを推進していくものとします。

2) 心のバリアフリーの推進

心のバリアフリーワークショップ等の意見を踏まえ、下記に示す主な取組み等を通じて、山口市バリアフリー基本構想（全体構想）の基本目標の一つである「一人ひとりが“支えあうまち”の実現」を図ります。

■ 心のバリアフリーに関する主な取組み

高齢者・障がい者に対する理解の促進

- ・バリアフリー教室やアイマスク及び高齢者疑似体験等による体験学習の実施
- ・ボランティア活動等を通しての助け合いの心の醸成
- ・学校教育の一環としての福祉教育の機会の提供
- ・行政機関や関係事業者等における職員の教育・訓練の実施促進

など

高齢者・障がい者への支援

- ・手話通訳者、介助者等の派遣
- ・ボランティア養成講座の開催
- ・行政機関等における「障害者差別解消法」に基づく対応

など

啓発活動の実施

- ・イベント、HP、小冊子等を活用したマナーの向上に向けたPR

など

6-2. 今後の取組みと推進体制

1) バリアフリー化の推進の考え方

① 山口市におけるバリアフリー化の推進の考え方

山口市では基本理念として定めた「誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち」の実現を図るため、啓発活動、教育活動等による市民への周知や理解を図りつつ事業者との連携を図りながら市民、事業者、行政の協働によるバリアフリー化の推進を図ります。

バリアフリー化の取り組みを推進するにあたっては、行政や事業者においては各施設のバリアフリー化や情報提供など、市民においては日常生活における一人ひとりの支えあいなど、それぞれの役割を認識し、互いに連携し、取り組んでいくものとします。

なお、この基本構想では山口駅周辺を中心とする重点整備地区のバリアフリー化に関する事業について定めていますが、重点整備地区以外においてもバリアフリー化が必要な鉄道駅、道路、建築物等は多く存在しています。これら既存の施設や今後計画される施設に関しても、バリアフリー化の必要性について認識を持ち、順次バリアフリー化の推進を図ることにより、最終的には市内全域がバリアフリー化されるよう努めていきます。

一方、本市には身体障がいのほか知的障がい、精神障がいなど様々な障がいのある方々が暮らしています。また、身体障がいについても外見からは判断できない内部障がいがある方もおられるほか、高齢者、妊婦、子連れの方、子供など障がいがなくとも手助けを必要とされる方もおられます。

このような状況を踏まえ、山口市では施設のバリアフリー化を進めるにあたり、事業者や健常者からの視点だけで整備するのではなく、多様なニーズを捉えながら常に利用される方の立場に立った効果的なバリアフリー化を進めるとともに、ソフト施策と連携しながら誰もが快適に利用できる施設整備に努めていきます。

■ 市全体におけるバリアフリー化推進の考え方



② 山口駅周辺における関連計画・事業との連携

山口駅周辺地区は、新山口駅周辺地区（小郡都市核）とともに市の都市核（山口都市核）に位置づけられた地区であり、高次都市機能の集積を目指しつつ、中心市街地の活性化、広域観光拠点の形成、大内文化の歴史ルートの整備と景観形成など、多岐に渡る取り組みが構想・計画、または実施されています。

市民、利用者にとって、効果的で望ましいバリアフリー化を進めていく上では、単なるバリアフリーの視点だけではなく、地区のまちづくりを見据えながら、関連する構想・計画・事業等と併せて、着実にバリアフリー化を進めていくことが重要です。

このため、本基本構想で位置づけた事業だけではなく、関連する取り組みの構想・計画段階からバリアフリーの視点も取り込んで検討を進め、着実にバリアフリー化を進めていきます。また、今後策定される新たな計画等についても、バリアフリーの視点を取り込んだものとなるよう検討していくこととします。

▼ 主な関連する構想・計画・事業等

関連する構想・計画・事業等	主な内容
中心市街地の活性化	・中心市街地活性化基本計画に位置づけられた2核十字型モールの形成を進める中で、中心軸である県道山口秋穂（駅通り）と市道道祖町旭通り一丁目線（商店街アーケード）をはじめとする回遊ネットワークの形成と併せてバリアフリー化を進めます。
山口駅周辺の景観形成	・山口駅からパークロードにかけての通り（県道山口秋穂（駅通り））においては風格ある都市景観づくりが求められており、景観形成を検討する中では、例えば舗装材の選択や街路樹や案内板の設置場所等、バリアフリーへの配慮も含めて検討を進めます。
大内文化歴史ルートの整備	・大内文化特定地域での景観やまちなみの保全・形成を進める中、大内文化歴史ルートの整備においてバリアフリーへの配慮を検討します。
道場門前大駐車場の再整備（市街地再開発）	・道場門前大駐車場においては、市街地再開発事業により商業施設、住居、駐車場等の複合施設を整備することが予定されており、バリアフリーに対応した施設整備を検討します。
地下道の取り扱いの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・本基本構想で位置づけた生活関連経路の一部には地下道が含まれていますが、傾斜路の勾配がバリアフリー基準を満たしていない、あるいはエレベーターが設置されていないなどの問題があります。 ・しかしながら、地下道のバリアフリー化は大規模な事業となり、かつ事業化には長期を要することが想定されるため、地上部での横断箇所設置（地下道廃止）の可能性も視野に入れながら検討を進めます。

2) 市民、事業者、行政の役割とバリアフリー推進体制の確立

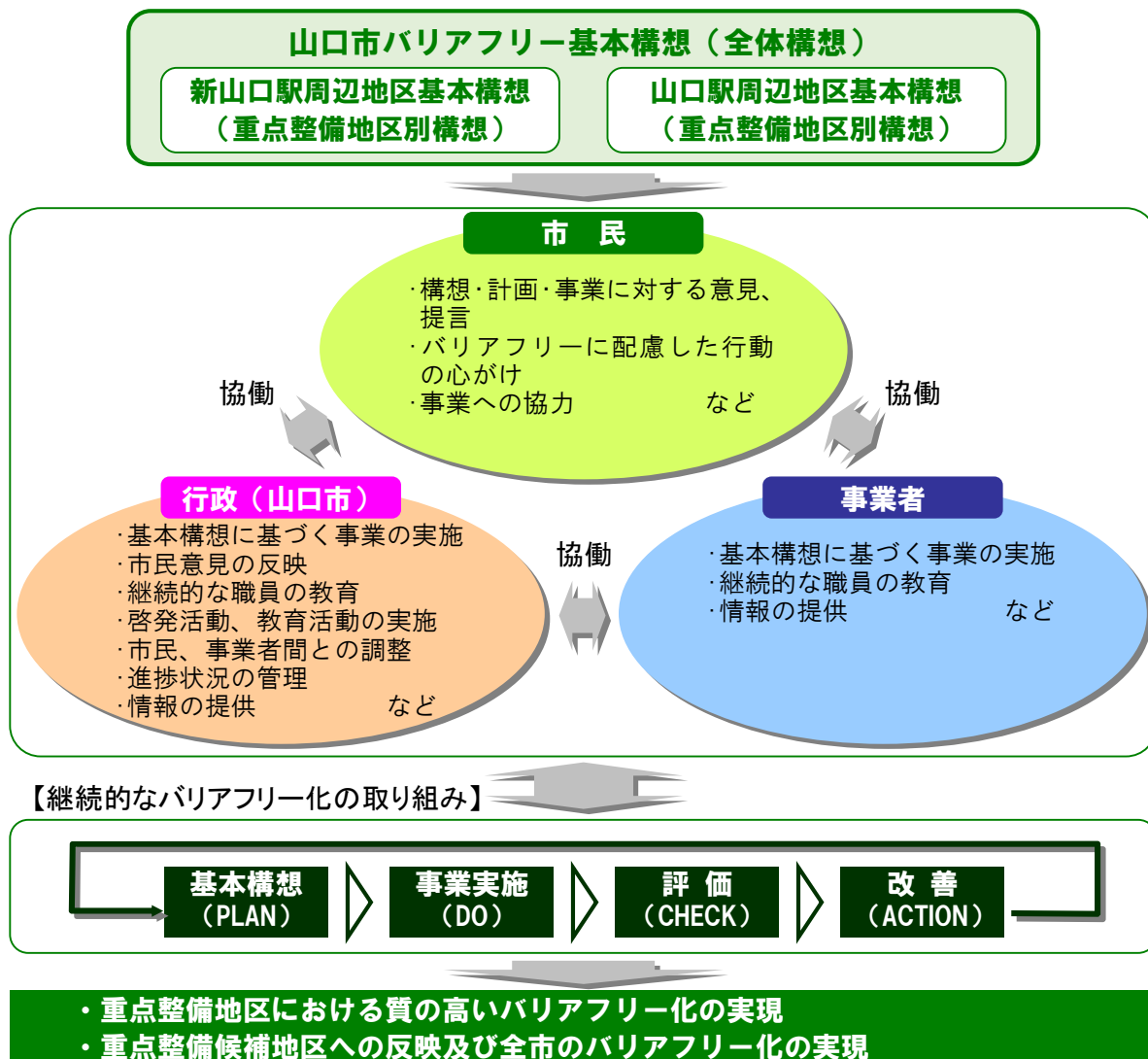
本基本構想に位置づけた事業の円滑な推進を図るため、市民、事業者、行政が協働して特定事業やその他の事業及び関連事業を推進していきます。

行政、事業者においては基本構想に基づくバリアフリー化の推進と、心のバリアフリー推進に向けた啓発活動や教育活動の実施、また、市民は行政や各事業者が行うバリアフリー整備に対する協力、その他日常生活における支えあい助け合いなど、それぞれの立場でできることを主体的に取り組んでいくものとします。

さらに、事業の実施を図るだけではなく、事業の進捗管理及び、高齢者や障がい者等の意見を反映する場の検討を行い、基本構想（PLAN）、事業の実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）といった段階的かつ継続的なバリアフリー化の促進を図ります。

なお、本基本構想では山口駅周辺地区を対象とした事業を定めており、山口市全体の中でも特に先導的、優先的にバリアフリー化を進めていくものではありませんが、今後は、重点整備地区で取り組むこととなる事業の経過や評価結果を踏まえ、その他の重点整備候補地区等においても順次、整備の必要性や優先性等を検討しつつ継続的にバリアフリー化を推進していくこととします。

■ 市民、事業者、行政の主な役割と推進体制



参考資料

1. 策定経過

年月日	内容
平成26年12月16日	◎山口駅周辺地区まち歩き点検ワークショップ（53人参加）
平成27年 1月30日	☆第6回山口市バリアフリー基本構想庁内検討委員会
平成27年 2月10日	★第6回山口市バリアフリー基本構想推進協議会
平成27年 8月19日	☆第7回山口市バリアフリー基本構想庁内検討委員会
平成27年 8月28日	★第7回山口市バリアフリー基本構想推進協議会
平成27年11月20日	◎心のバリアフリーワークショップ（47人参加）
平成28年 3月14日	☆第8回山口市バリアフリー基本構想庁内検討委員会
平成28年 3月23日	★第8回山口市バリアフリー基本構想推進協議会
平成28年 6月30日	☆第9回山口市バリアフリー基本構想庁内検討委員会
平成28年 7月19日	★第9回山口市バリアフリー基本構想推進協議会
平成28年 8月 8日	■経営会議
平成28年 8月22日	■議会説明
平成28年 8月23日～ 平成28年 9月23日	◎パブリックコメント
平成28年10月 1日	『山口駅周辺地区バリアフリー基本構想』策定

2. 山口市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第26条第1項の規定に基づき、山口市バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び連絡調整を行う。

- (1) 移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）の作成に関する事項
- (2) 基本構想の実施に関する事項
- (3) その他移動等円滑化の促進に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 山口市
- (2) 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- (3) 高齢者、障がい者等、学識経験者その他の市が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市政策部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

3. 山口市バリアフリー基本構想推進協議会委員名簿

平成28年6月24日現在

	根拠条例	種別	所属・役職名	氏名
1	第3条第1号に定める者	基本構想を作成する市	山口市都市政策部長	東 洋光
2	第3条第2号に定める者	道路等施設管理者	国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長	廣川 誠一
3			山口県防府土木建築事務所長	藤本 拓男
4			山口市都市建設部長	西川 宜宏
5			山口県警察本部交通部交通規制課長	安永 孝裕
6		公安委員会	山口県山口警察署交通課長	萩原 靖
7			山口県山口南警察署交通課長	木内 智治
8			公共交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社広島支社企画課長
9		中国ジェイアールバス株式会社運輸部運輸課長		助田 秀規
10		防長交通株式会社取締役営業部長		寶迫 啓之
11		山口地区タクシー協会会長		中野 和人
12		第3条第3号に定める者	学識経験者	国立大学法人山口大学工学部特命教授
13	公立大学法人山口県立大学社会福祉学部教授			増田 公香
14	1級福祉住環境コーディネーター			宮竹 美絵子
15	市民の代表者		山口市老人クラブ連合会会長	藤村 勉
16			山口市障害者団体連合会会長	高木 和文
17			山口市手をつなぐ育成会山口支部	岡山 久代
18			特定非営利活動法人あっと理事	藤井 智佳子
19			山口市自治会連合会副会長	原田 澄夫
20			山口市社会福祉協議会常務理事	柴崎 和幸
21			山口商工会議所建設部会長	宗像 常明
22			公募市民	吉田 倫太郎
23	関係行政機関		国土交通省中国運輸局山口運輸支局長	岡田 和史
24			山口県観光スポーツ文化庁交通政策課長	浜口 和彦
25			山口市健康福祉部長	中谷 尚夫

任期：平成27年1月9日から平成29年1月8日まで

4. 用語解説

(1/3)

見出し	語句	解説
あ行	移動等円滑化	高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。
	移動等円滑化基準	高齢者や障がい者等が円滑に移動または利用できるようにするため、国が定めるバリアフリー化の基準のことで、車両や施設などの新設または改良時に義務づけられるバリアフリー化の措置を規定したもの。公共交通移動等円滑化基準、路外駐車場移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化基準、都市公園移動等円滑化基準、道路移動等円滑化基準がある。
	移動等円滑化基本構想	市町村が、バリアフリー新法に基づいて駅などを中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区を重点整備地区として定め、その地区におけるバリアフリー化に関する基本的な事項を記載した計画のこと。
	オストメイト	大腸がんや膀胱がん等が原因で、人工肛門や人工膀胱を使用している人のこと。
か行	協働	複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。
	協議会	基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うため、市町村、事業者、高齢者・障がい者等、学識経験者等により構成された法定の組織。
	基準適合義務	一定の公共交通機関の施設（駅、車両等）や道路、路外駐車場、都市公園、建築物について、新設又は改良時に移動等円滑化基準へ適合させる義務があること。また、既存のこれらの施設については、基準適合の努力義務等が生じること。
	公共交通事業者	鉄道事業法による鉄道事業者、軌道法による軌道経営者、道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者、自動車ターミナル法によるバスターミナル事業を営む者、海上運送法による一般旅客定期航路事業を営む者、航空法による本邦航空運送事業者及び鉄道施設、輸送施設、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者。
	交通用施設	道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設。
	心のバリアフリー	高齢者、障がい者等の自立した生活を確保することの必要性について理解を深め、視覚障がい者用誘導ブロックへの駐輪や身体障がい者用駐車スペースへの駐車等による施設利用等を妨げる行為をしないこと、また、必要に応じて手助けすること等の支援により、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設利用の確保に積極的に協力すること。
	コミュニティバス	交通空白地域の地域住民の生活の足として、地域住民の利便向上等のため一定地域内を運行するバスのこと。

見出し	語句	解説
さ行	施設設置管理者	公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者及び建築主等をいう。
	重点整備地区	優先的に移動の円滑化を図るためのバリアフリー化事業を推進していこうという区域のこと。
	障害者差別解消法	平成28年4月1日から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。 国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。
	スパイラルアップ	具体的な施策などの内容について、高齢者、障がい者等の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講ずることにより、段階的・継続的な発展を図っていくこと。
	生活関連経路	生活関連施設相互間の経路をいう。
	生活関連施設	高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。市役所、保健所、老人福祉施設、障がい者福祉施設、病院、診療所、劇場、図書館、百貨店等。
	その他の事業	生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の事業のうち、特定事業に該当しないもの。例として、駅前広場、通路等。
た行	多機能トイレ	「多目的トイレ」「誰でもトイレ」等と呼ばれているもので、車椅子対応設備、乳幼児対応設備、オストメイト対応設備など、様々なニーズに対応できるよう複数の機能が整備されたトイレ。
	低床バス（ワンステップバス、ノンステップバス）	車椅子や足の不自由な人、お年寄りなどが容易にバスの乗降ができるよう配慮した、床の高さを今までのバスよりも低くしたバスのこと。
	特定建築物	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分等。
	特定道路	多数の高齢者・障がい者等の移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路。
	特定事業	移動等円滑化のために必要な施設の整備等に関する事業をいう。公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業がある。
	特定事業計画	基本構想策定後、各施設設置管理者が特定事業を実施するために作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画、建築物特定事業計画及び交通安全特定事業計画がある。

見出し	語句	解説
	特定旅客施設	旅客施設（鉄道施設、バスターミナル、航空旅客ターミナル施設など）のうち、利用者が相当数（概ね5,000人/日以上）であること又は相当数であると見込まれる施設。
	特定路外駐車場	道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。
	特別特定建築物	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの。
は行	パブリックコメント	行政機関などが政策立案にあたり、広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して最終決定を行う制度。
	バリアフリー	高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。
	バリアフリー新法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月に施行され、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がい者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めたもの。
	歩行者ネットワーク	歩道や歩行者専用道路、公園内の通路などで構成され、歩行者が安全、安心、快適に移動できるようにするための各施設等を結ぶ連続した歩行空間。
や行	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方。
わ行	ワークショップ	地域づくり活動において、住民参加の手法として、参加者自身が地域の課題を把握、共有化した上で、地域の将来像を話し合う手法。

山口駅周辺地区バリアフリー基本構想

平成28年10月

編集発行／山口市都市政策部都市計画課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

TEL (083) 934-2839

FAX (083) 934-2654

E-mail toshi@city.yamaguchi.lg.jp